

旅をして、よくここまで来てくれた。ご苦労さん」と呼びかけた。すると水は「おまえの顔が見たかった。よく迎えに来てくれた」と答え、その喜びの声がよく聞こえたという。その時、沖氏は感無量となり、ただ、手を合わせて拝むだけだった。

回想録では、水を人格化し、水を決して人間の争いの具にしてはいけないと結んでいる。その沖氏も昭和五年七月三十一日、八一歳を一期とし、平和な死を迎えた。

二 農業水利事業の芽生え

道後平野に

促進の動き

昭和に入って、昭和九年と同一四年の二度にわたる大きな干ばつの痛手を被った道後平野の農民は、消極的な天災アレルギー症から脱却するだけでなく、干害から自らを防衛する手段として、石手川沿岸農業水利事業を起こす前向きな姿勢を示し始めた。

あれこれ思案した結果、昭和十五年一月二〇日「道後平野干害絶滅期成同盟会」を結成して、まず、のろしを上げた。会長には、石井村（現松山市）の岡田温村長が選ばれたのはじめ、副会長には、三内村（現温泉郡川内町）の近藤金四郎村長、小野村（現松山市）の宮内正友村

長の三役員が就任した。期成同盟会旗上げの熱意は、直ぐ中央に伝わり、翌二月には、農林省の倉品技師が来県して、重信川筋を視察するなど、素早い反応ぶりだった。その後、同省の倉品、青木、伊藤技師らが現地踏査を重ねた結果、いよいよ石手川玉谷にえん堤を築造して、用水を確保する調査が行われることに決まった。同年八月から、この調査が始まったが、農林省の伊藤技師をチーフとする調査団のメンバーには、愛媛県耕地課の松崎技師、和田技手らも加わった。これが後日の道前道後平野農業水利改良事業の国、県合同調査組織の前衛となる素地をつくった。勢いづいた地元では、県、期成同盟会関係者らが陳情を重ね、道後平野用水改良事業を国営で施行するよう農林省に要請した。

期成同盟会の改組

翌昭和一六年になって、事業計画概要も出来上がり、中村知事 元頭に立って、松山市長、関係町村長らが農地開発営団事業に採択されるよう、稟議書を提出した。

二 農業水利事業の芽生え

同年六月五日、道後平野干害絶滅期成同盟会が改組になり、もう一回り大きな発酵母体に膨らんで「道後平野水利調整促進同盟会」に発展した。会長には、松山市の清水勇三郎市長、副会長に前記の岡田石井村長、湯山村（現松山市）の三好庄太郎村長、常務理事に近藤三内村長、宮内小野村長、原町村（現伊予郡砥部町）の相田梅太良村長、松山市農会の佐々木義潔会長がそれぞれ就任した。

促進同盟会は、事業の推進を図るため、猛運動を展開したが、事業の受益地の一部である温泉郡余土村、垣生村（以上現松山市）伊予郡南伊予村（現伊予市）同郡北伊予村、岡田村（以上現松前町）などがクシの歯が欠けるように、受益地区からの除外を申し出るなど拒否反応を示すところが多くなり、先行きは暗かった。お家の事情が複雑になったことが足かせとなって、内部調整にまごつくうち、同年十二月、日本が米英などの列強を相手に回した太平洋戦争がぼつ発。乏しい国力全部を消耗戦につき込む羽目となり、同事業は断念せざるを得なくなった。

戦後の水資源開発計画

敗戦によって失速した日本は、地面にたたきつけられ深手を負い、全国民が飢餓線上をさま迷った。昭和二三年は、人々が望郷の歌「異国の丘」のメロディーが流れるヤミ市をまだうろついていたが、なんとかして、はい上がるうとする国民の意欲と、機運がどこからともなく頭をもたげていた。

ちょうど、そのころ、四国には、四国電力が中心となって、電源開発を主体とした電力復興会議が出来、四国通産局をはじめ、四国四県、各県政財界が歩調をあわせて戦後の復興に取り組んだ。愛媛県内では、上浮穴郡久万町を流れる久万川（仁淀川の支流）の流域を変更して、水を延々、伊予郡双海町上灘の海岸まで導き、同所に発電所を建設するほか、セメント工場までつくるという当時としては画期的な構想があった。このプランは、実現性の薄いものとして、途中、お流れとなったが、水資源開発に着目する環境づくりには役立った。

昭和二五年、県土木部が暴れ川、石手川のこう水調節、発電、都市用水、農業用水の水源確保をめざす多目的なダム建設の調査を行った。この計画によると、こう水調節→こう水量毎秒五五〇立方メートルを四五〇立方メートルにカット→かんがい→一、八〇〇秒→ダム→貯水量一、六〇〇万立方メートルという構図を描いたが、道後平野の農業用水を抜本的に改良するにはかなり隔りがあった。同年六月、朝鮮戦争が突発、日本にとっては、神風ともいえる特需ブームの波が寄せ始めようとしたところで、これらの構想は、水資源開発へ向けての足掛かりを築くと同時に、スタート・ラインにつこうとする意思の表れでもあった。

県の農業水利調査

昭和二六年七月、県議会本会議での沖議員の提案は、確かに新しい時代へ向けての一つの転機となった。この発想を下敷きにして、当時の県耕地課の阿部雅雄課長は、同課の安芸能定主任技師、田内正式技師に二つの宿題を与え、その解明のための調査を命じた。一つは、道後平野で、農業水利事業の水源を確保するに必要な現地踏査、他の一つは、水源を見つけても、果たして、それが技術的に可能性があるかどうかというナゾ解きであった。調査の結果、資料②に示す通りの二つの案をつくり、上司に報告した。

田内技師（現道後平野土地改良区嘱託）は、当時を振り返り「山高ければ谷深し。面河川の本流は、昔から知られている景勝地であるが、その支流の割石川の流れに沿って上へ上へと登っていた時だった。突然、目の前にひょうたん形の盆地が開けた。それが後に面河ダム地点となる

面河村笠方であった。盆地入口の兩岸の地形がダムサイトに適しており、瞬間的に、これだと感じた」と、まるで天の啓示を受けたように回想する。

県は、岡山農地事務局を通じ、昭和二七年度農林省直轄調査地区として、調査費の概算要求を提出するとともに、農林省の現地調査を要請した。事業概要（資料②）は、石手川水系案が石手川上流の温泉郡湯山村（現松山市）の玉谷に重力式ダム（貯水量五五八万六、六八〇立方メートル）を建設する案で、総事業費七億二、〇〇〇万円、面河川水系案は、仁淀川上流の上浮穴郡面河村の笠方に重力式ダム（貯水量一、八九〇万立方メートル）を建設する案で、総事業費（含発電）二二億円というものだった。

農林省の現地調査

岡山農地事務局は、県の要請を受けて、重政庸徳局長、古市与一同計画部長、小林国司技術課長（現参議院議員）が昭和二六年一月九日から一日にかけて現地を踏査し「道後平野農業水利改良事業予定地踏査報告書」（資料③）を作成し、同月二九日付で、岡山農地事務局長から、愛媛県知事あて送付した。

報告書は、石手川水系では玉谷、藤野々、面河川水系では割石川の笠方をダム建設予定地（図6）として候補に上げた。そのうち、玉谷予定地は、貯水量が少なく、補給水源としては不十分であるため、ダム築造には賛成しかねる。藤野々地区は、玉谷予定地より、一、五〇〇メートル程度上流で、貯水量が玉谷地点より三倍程度多いが、人家の埋没戸数が約一〇〇戸となり、立退

き、補償に難点があると指摘した。

また、面河川水系の笠方地点は、締切り予定地として絶好の個所がある。しかし、人家の埋没戸数約五〇戸あるほか、直接流域が少ないため、間接流域より引水しなければならぬ。その上、道後平野に至る距離が遠いので、工費がかさむとしている。今後、岡山農地事務局としては、藤野々と面河の二地点について調査研究し、決定しなければならぬと結んでいる。

農林省は、さらにダムの基礎について、伊藤茂松資源課長、堀田正弘技官（地質専門官）が調査を続けた。県はこれに基づき、昭和二七年三月一日、道後平野農業水利改良事業地区調査申請書に、計

画の概要と、土地改良法に基づく予備審査合格の見込み証を添えて岡山農地事務局長に出した。
道前平野の意欲
らのがれるため、水源確保と水利合理化への動きがあった。

中山川右岸山ろくの周桑郡石根村（現小松町）の安井谷にため池を新設する計画が練られ、農地開発営団事業として、工事に着手したが、昭和一八年の大水害によって、工事は壊滅的な打撃を受け、いったん中止。その後、戦火にさらされて事業を放棄した。戦争の悪夢は、大きな傷口をひろげ、国民に敗北の衝撃とさ折感だけを置きやげとしたが、玉井恒栄^{つねひさ}石根村長（元県議会副議長）のため池づくりの執念だけは彼からもぎ取ることとは出来なかった。昭和二三年、同村長のたつての願いによって、県は、受益面積三〇二・四畝にかんがいするための安井谷池を築造する計画調査を実施した。

釜之口せきの災害復旧

九州南部に上陸、山口県から日本海に抜けた昭和二五年のキジア台風は、中山川流域農民に対して、思い出しても身震いするほどの重荷を担がせた。中山川の本流がはらんして、釜之口せきはひとまりもなく流失、さらに、支流の関屋川の土砂が釜之口せき取入れ口をふさいで、見るも無残な姿となった。復旧して元通りにしたくても、旧来の慣行では、再災害を招く恐れがあり、その上、災害復旧事業の採択条件にも旧慣がひっかかるため、水利慣行をどうしても変更する必要が生じ、県耕地課などの指

導を受けて、関係者間で協議が重ねられた。この結果、生まれたのが、昭和二六年三月二六日、周桑郡田野村（現丹原町）、石根村、中川村（現丹原町）、丹原町の四ヶ町村で調印された「中山川沿岸水利協定書」（資料④）である。

中山川沿岸水利協定

中山川沿岸水利協定書の締結によって、災害復旧事業は、県に委託された。水利協定では、石経せき、寺尾せき、釜之口せき、大頭せきの四ヶ所について、新たな申合せが行われた。その内容は、元締ともいわれる釜之口せきを上流一六二畝のところに移して、昭和二五年の大水害の二の舞を引き起こさないよう気が配られたほか、井せきの工法には制限を加えないなど、旧慣から脱皮したかなり近代化されたもの。昔の人々がこの協定書に目を通したら、びっくり仰天するような工事であった。

中山川沿岸農業水利改良事業

工事は、石経、寺尾、釜之口、大頭の各井せきの関係取水路の改修と水源確保を主テーマとしており、昭和二七年度実施設計地区に採択された。この計画には、昭和二三年に調査した中山川右岸の安井谷池が含まれており、左岸の池之内池の増改築も折り込まれていた。計画概要（図7）によると、受益地域は、周桑郡丹原町ほか四ヶ町村一、〇二四畝、水源は安井谷池の貯水量六八万一、〇〇〇立方畝、池之内池（増改築）の貯水量一二二万四、〇〇〇立方畝、用水路は寺尾、釜之口幹線水路五、七二〇畝、池之内池承水路及び幹線水路三、三五〇畝などとなっている。同農業水利事

業は、昭和二八年度から着工され、各取水せきの幹線水路の改修より、手がつけられた。その後、道前道後平野農業水利改良事業計画が確定した時点で、調査計画していた安井谷池、池之内池の水源工事は打ち切られて自然消滅し、残る工事は昭和三一年で完了した。

丹原町長野の沼田芳吉元釜之口土地改良区理事長(八巴)は釜之口せき改修の功労者の一人。「藩政時代、中山川の右岸は小松藩領、左岸は松山藩領と複雑で、代官所から、役人が出て来て、分水の量を計るなど面倒な水争いがあったと、子供のころから聞かされ、私自身も多くの紛争を体

験した。中山川は、石鎚連峰の堂ヶ森を源とする水がほとんどで、私たちのところには釜之口せきから上流に四カ所、下流に二カ所の井せきがあり、関係町村の農民はこの取水に神経をすり減らした。釜之口せきが決壊した時は、本当に頭を痛めた。その折、関屋川の下を暗きよにして釜之口せきの水を通してはどうかという話が持ち上がり、上下流の水利組合代表が回数を忘れるほど度々寄り集まり、時にはひざ詰め談判し、やっとのことで、せきにセメントを使うことに話がまとまった。さらに農民がセメント代の話になると、負担が大き過ぎるのもめた。私が立替え払いしたと言うと、その後、一切、文句が出なくなつて、みんな計画について来てくれた」と語り、水問題に余計な気を使わず、営農に精を出すことが出来る現在の若い農民の明るい笑顔を見て、沼田さんは目を細める。

桜樹ダムの計画

道後平野のスケールの大きな国直轄の農業水利改良事業調査申請に触発された周桑郡町村長は「道前平野にも潤いを」との発想で、事業を起こす運動を始めた。従来の中山川沿岸農業水利事業は、受益地域が狭く、その上、水源も十分でないで、中山川の桜樹にダムを新設し、周桑平野一円を受益地とする計画を立て、多年、夢にまで描いた宿願を果たそうとした。昭和二六年一〇月一五日、岡山農地事務局に国営農業水利事業計画の概要書を提出した。これが図8のような中山川ダム設置計画で、道前平野と道後平野が別個に国の直轄調査を農林省に要請した。

三 調査と実施設計

によって、一、五〇〇万立方分の貯水も可能で、農業水利事業としても、十分経済的に成り立つと推察される。ただ、難点とみなされるのは、水没戸数が約七〇戸もあって、水没補償に問題がある。結論として、国営事業として施行することは妥当であると、関係者にとっては色よい返事となって、はね返って来た。

三 調査と実施設計

道前道後の事業統合

昭和二七年度、農林省の直轄調査が決定したため、事業そのものが、急に身近に感じられるようになった。予備調査のため、岡山農地事務局

局の玉木幸彦、橋村迪男両技官が同年四月三日から二週間の日程で現地踏査を始め、さらに、同月二一日には、宮城三郎技術課長も踏査に加わった。現地調査及び地元の状況などについて、慎重に検討した結果、同年の五月一四日付で、岡山農地事務局長から、久松知事あてに「道前道後平野農業水利改良事業計画について」という公文書が届いた。この報告書は「道前平野、道後平野農業水利改良事業計画比較案」(資料⑤)というもので、五つの案が提示されており、本事業の「たたき台」となった。五案の概要は、第一案が「道前平野は中山川の平野移行部にダムを設け、道後平野は石手川にダムを設けて取水する計画。発電は不可能、上水道用水、工

これを受けて、岡山農地事務局は、道前平野の現地調査を実施し、道後平野と日付けの全く同じの「道前平野農業水利改良事業予定地踏査結果」をレポートにして、同年一月二九日、久松知事に出した。

報告書によると、中山川沿岸の水田三、八〇〇畝は、干ばつ地域で、各取入せきは、水利争いの対象となり、互いに改良をけん制しあうので、原始的施設のまま、現在に至っている。桜樹のえん堤築造地点は、峡谷をなし、結晶片岩が左右兩岸及び河床に露出し、ポケットもかなり広く、ダムサイトとしてはおおむね良好である。約五〇畝の高さの重力式ダム

業用水を確保」第二案が「道前平野は中山川水源計画とし、道後平野は面河川水源計画とする純農業水利改良計画」第三案が「道前平野は中山川を水源とする純農業水利計画とし、道後平野は面河川を水源とし、発電その他の事業と共同する計画」第四案が「道前道後両平野を合同して、面河川を水源とする純農業水利計画」第五案が「道前道後両平野合同して、面河川を水源として、発電、その他の事業を共同する計画」を並記している。最終的には第五案が優先され、農業水利を主体とする本事業が展開されたわけで、道前、道後両平野を一体化するわく組みとなった。

県は、岡山農地事務局からの報告を受けて、昭和二十七年五月二十七日、県農業会館に、県議会関係議員、関係市町村長を招いて協議会を開催、道前道後平野農業水利改良事業の計画概要を説明して、関係者の同意を求めた。これに対し、道後平野側は、異論がなく、その場で同計画を認め、一方、道前平野側は、即答を避けて、いったん、持ち帰り、周桑郡内でさらに協議した結果、同意の意向を示したので、同事業計画は道前、道後両平野を一丸として、日の目を見ることになった。

ケガの功名

道前、道後両平野統合のテンポを早めた農林省の現地踏査の裏には、技術者に科学的な決断を促したエピソードがある。小林毅前中国四国農政局建設部長は調査時の事情を次のように、こまごまと語っている。



同部長は、当時、岡山農地事務局の現地踏査班の一技官であった。昭和二十七年四月初め、玉木技官を班長とする一行に加わり、道前平野は中山川を水源、道後平野は笠方をダム地点とする両案で、調査に臨んだ。まず、笠方から水を道後側へ引っ張るコースの調査のため、調査班一行は、笠方を出発、黒森峠を越えて道後側へ降りる予定で歩いた。ところが、道に迷って、行けども行けども、どうしても平野部らしいところへ行き着かない。そのうちに夕やみが迫り、一行は焦った。冷汗をかく思いで、たどりついたのが道前側の中山川支流の滑川だった。調査班が後で、旧陸軍参謀本部の地図を広げて検討してみたところ、何も二つの水源を持って、両平野へ別々に水を送る必要がないという結論になった。それは全くの偶然から生まれた大きな収穫であった。そこで、道前、道後両平野へ送水する水源は、面河ダム一つに絞ろうということになり、戒田敬之副知事を通じて、久松知事の意向をうかがったところ、知事も「それでゆう」と快諾してくれたため、一本筋が通った。「道に迷ったのが、ケガの功名でしたよ」と、小林前建設部長は、その時のハプニングをてのひらで温めるようにして打ち明けてくれた。ひょうたんからこまが出たというわけである。

計画調査の開始

計画調査は、昭和二十七年六月二〇日から、四カ月の長期間にわたって行われた。岡山農地事務局からは、前記の玉木、小林、佐野政孝技官ほか三名、これに県耕地課の前記、田内、栗林慎八技師ほか三名が協力して、現地調査測量などをした。

この調査と平行して、営農関係では、岡山農地事務局の瀬野周治経済課長らが来県、後述する営農改善計画の調査を進め、いろいろな角度から、メスが入れられて、国営土地改良事業計画づくりが着々と整備されて行った。

県では、農林省の調査に全面支援の姿勢を取った。道前、道後両平野の事業受入れ態勢としては、受益団体の整備、面河ダム建設地点での水没関係調査のための地元への事前了解のほか、仁淀川分水交渉に是非とも必要な高知県へのアプローチなどが、いっせいに始まった。

そして、昭和二十七年末、総事業費三八億五、〇〇〇万円とする農林省の事業計画概要書が県に送付された。翌二十八年二月には、道前道後両平野関係農家の同意調印の作業が開始されて、事業実施のためのおぜん立ては全部整った。

本事業にかける県関係者の意気込みは、はた目にも、張りがあるように見え、昭和二十九年年度新規全体実施設計地区に採択されるよう政府をはじめ、与党の自由党へ強力に働きかけた。しかし、政権担当に意欲的だ

った当時の吉田茂首相が二十九年年度の予算編成の際、ツルの一声で、予算分捕りに狂奔する閣僚を抑えて、予算規模は一兆円以内という緊縮財政政策を打ち出したため、悲願だった事業採択は見送られた。

幸い、本事業に理解を示していた農林省が計画調査を既定方針通り、継続させ、昭和二十九年一月、道前道後両平野農業水利改良事業計画概要（資料⑥）をまとめた。

計画概要の策定

計画概要は、「目的」「地域の現況」「工事の管理要領」「費用の概算」「効用」「他事業との関係」の六章に大別されている。上浮穴郡面河村等方に面河ダムを設けて、道前、道後両平野の耕地一万二、三三八・一畝へ、三、三〇〇万立方メートル（かんがい期間、毎秒四・一六立方メートル）の補給水を送るほか、発電事業、松山市上水道用水の確保を目的として策定されている。

水源としての面河ダムは、流域面積七六・一三平方メートル（直接流域一六・八二平方メートル、間接流域五九・三二平方メートル）堤高六七メートル、堤長一三三・五メートル、有効貯水量一、九五〇万立方メートルを規模とする重力式コンクリートえん堤。ダムに取水塔を設けて、最大毎秒六立方メートル取水する。発電所は、ダム地点と、温泉郡川内町問屋の二カ所に建設、毎秒六立方メートルを最大使用水量としている。農業及び上水道の必要な最大放流量は毎秒六立方メートル。このほか、承水工、放水工、道前道後の分水施設をはじめ、地区内幹線計画として表川、中山川両取水せき、両平野幹線用水路、

支線水路が含まれている。

費用の概算は、総事業費四八億三、二七六万円（共同施設費二五億九、九三八万円、農業水利専用施設費七億六、八三八万円、発電専用施設費八億六、五〇〇万円、上水道専用施設費六億円）となっている。事業から受ける効果は、農業関係で、増産量（米石換算）四万二、六五五石（六、三九八・三ト）とはじいているほか、発電によって、年間電力量六、四〇〇万キロワット時が発生する。上水道は、年間一、〇四〇万立方分の配水量になると踏んでいる。

県の財政事情

当時、県の懐具合は、昭和二六年、朝鮮戦争の終結に伴い、経済界に不況の波が押し寄せ、なかでも本県産業の中核をなす繊維産業が景気暴落の打撃をモロに受けて地盤沈下したため、法人事業税の収入が激減、苦境に陥った。その上、災害の襲来、国民体育大会の開催、戦後復興の公共施設の整備、公務員の給与改善などの諸条件が重なって、昭和二九年度末の一般会計は、五億六、七七四万余円の赤字が出て、昭和三一年度から、地方財政再建促進特別措置法による一部適用団体に転落した時期だった。

もっとも、県は、打開策として諸種の合理化行政を進め、財政の再建を図った結果、わずか二カ年度で赤字を完全に解消、その後、健全財政を堅持しているが、本事業は、これらの時代背景の中から、浮かび上がって来たといえよう。

実施設計地区に採択

昭和二九年一月二七日、長期政権だった吉田内閣が総辞職。その後、保守合同へと、政局はあわただしく動き、同三〇年一月、自由党と日本民主党の保守両党の合体劇が成立して、現在の自民党が誕生するが、政治の大きな振幅のありをくって、本事業は、昭和三〇年度当初予算にも事業採択を果たせなかった。しかし、関係者は、根気強く陳情を続けた結果、昭和三一年二月、ついに国営かんがい排水事業全体実施設計地区に指定、採択された。同年は、県政界にとって

も、多難な時期で、秋には勤務評定騒動の緒戦の幕が切って落とされた。従って、県政の浮沈をかけた本事業を推進するに当たって、実施設計採択という「お墨付き」を得たことは、保革二大政党対立のいわゆる「五年体制」の噴火口で演じた離れ業であった。

農林省は、この採択によって、岡山農地事務局の大関正設計課長を班長とする調査班一六名を本県に派遣、昭和三一年二月から三月にかけての二〇日間と、同年四月から十一月末までの八ヶ月の二回に分けて、実施設計の長期現地調査を実施した。

県も農林省の調査に技術者を動員して協力した。同年秋には、戒田副知事自ら関係町村長とともに、面河ダム予定地を調査し、帰路は、笠方を出発して、ウサギ道に入り、カヤをかき分けて、黒森峠（標高九八五呎）付近から降り始めた。唐岬の滝を経て、白猪の滝付近の川内町問屋まで歩き、自分の足で現地ルートを確かめた。

建設予定地は、遠隔地だけに、道らしい道もついていなかった時代で、原始林の中を谷から、次の谷へと測量しながら渡る技術者の作業は困難を極め、開拓者の辛苦を味わった。

この事業は、農業用水、発電、都市用水の広範囲にわたる総合開発事業であったため、昭和二七年七月から、同三一年一月にかけての計画、実施の調査期間中、農林省をはじめ、通産省、経済企画庁など関係者ら多数が現地を視察したり踏査している。

県事業推進本部の設置

県は、昭和三二年五月、本部長を戒田副知事とする「道前道後平野農業水利改良事業推進本部」を設置した。部内には、企画班（班長・

黒河内修農林水産部長）、推進班（同・小宮山静蔵耕地課長）、補償班（同・須田透農地開拓課長）の三班を置き、同月二三日付で関係職員三〇数名を発令、各班に配置した。同本部では、県、県議会、関係市町村、農業団体などで組織している道前道後水利開発連合会に設けられた推進、補償両委員会と連絡を密にしながら、農林省の調査、補償交渉などに協力、その積極的な行動が農林省の現地派遣団に好印象を与え、事業促進に大きなプラスとなった。

発電、上水道の調査

昭和二七年度から始まった農業水利関係の農林省直轄調査は、その後進展したが、一方、発電、上水道関係の計画は、農林省関係の進行に比べ、遅れ勝ちだった。このため、羽藤栄市副知事が中心となって、県土木部、農林水産部、事業局の間で協議した結果、昭和二八年七月一四日、県に道前道後農業水利改良事業計画委員会が設置された。これによって、発電、上水道関係は、土木部河港課、公営事業局建設課が合同で担当することになり、それぞれの受持ちが決まった。

また、同年八月一日には、県議会の電力委員会に対して農林省の計画案が説明されたほか、四国電力とも協議が行われた。

四 四国電力の発電計画

独自の発電計画案

戦後の日本は、人々が心の明かりを失うとともに、町は手さぐりして歩かねばならないほどの暗ヤミ同然だった。特に冬期には、全国各地の家庭で停電する日が多かった。電力復興の主導性を問われる九電力は、渇水時の電力増強による現実処理や、次第に高まる工業化への地鳴りによって、大口電力の需要増を予測、これに対処するため、設備投資、老朽施設の改良整備の必要に迫られていた。

四国電力もその他の電力会社と同様、新たな電源を求めて、四国各地で開発のための調査を進めていたが、昭和二十九年一月、農林省案に対して、図9のような独自の「仁淀川分水桜樹地点計画概要(資料⑦)」を発表した。それはまだ、水主火従時代の構想だった。

その計画は、農業用水、発電、工業用水の確保をめざしているが、例えば、面河ダムの集水面積が農林省案の七六・一三平方キロに対して、二倍に近い一三八・六七平方キロであるほか、面河村の関門、成窪に小えん堤を設けて、面河川の水を面河ダムにポンプ・アップし、貯りゆうする

という、かなり大胆なものだった。

また、年間発生電力量の増大を図って、農林省案の六万四、〇〇〇メガワ時に対し、四倍以上の二七万一、五七三メガワ時になっている。発電ルートも農林省案を大幅に変更し、道前平野の桜樹に二カ所の発電所、計三万八、五〇〇キロワを設けるほか、音田おんだ(現温泉郡川内町)にも一カ所、六、〇〇〇キロワの発電所を建設することになっていた。

この電力案は、後日、通産省が支持したため、農林省と意見が対立、結局、経済企画庁が調整役を買って出ることになった。

県の反対陳情

県は、この四国電力案に対して反発、昭和三十一年六月、久松知事と川口満義県議会議長の連名で、関係各省に反対陳情(資料⑧)した。理由は①流域変更に面積が拡張するため、仁淀川水系に及ぼす影響が大きく、従って、高知県からの分水の同意が得られない②発電のための常時放水が中山川水系に偏るため、道後平野側への分水が農業用水のみで、かんがい期間中、渇水時の最小限度に止められる―というもので、県としては農林省案の実施を強く要望した。

五 経企庁の調整

通産省の態度

通産省は、四国電力の分水計画案を支持、電気事業の調査を進めるとともに、工業用水の確保を含めた計画とするよう強く要請して来た。

水利用についての情勢の変化が少しずつ現れ始めていた。岡山農地事務局の大関設計課長が、たまたま、来県した機会をとらえ、昭和三十一年一月十九日、県議会自民党控室に松山市幹部、企業代表を招き工業用水の件に関する「水政研究会」(松山市、企業間の協議会)を開催、同会合に久松知事ほか県幹部も出席した。会議の経過は……

大関設計課長の説明

- 一、昭和三十〇年から同三十一年まで、調査費二、五七八万円で農業分の調査を終わった。
- 二、電気事業案については、通産省で行っている。
- 三、現在の計画では、上水道最大給水量毎秒〇・四三立方分である。
- 四、通産省は、工業用水に毎秒〇・七八立方分を要求している。このため、面河ダムの堤高を五・五分だけかさ上げすることが必要である。
- 五、工業用水全部の確保は難しいが、一部でも確保することが必要なのではないか。このた

め、地元の要望をまとめてもらいたい。概数でも出してもらって、結論を早く出したい。

小宮山県耕地課長

現在まで、工業用水は地下水、伏流水などによる再利用しか考えていなかった。現段階では、工業用水の必要量を打ち出すか、あくまで再利用でゆくかの方針を出してもらいたい。

得能通任松山市助役

工業用水を打ち出すことは喜ばしいが、その水量を出すことは非常に困難だ。松山市としては、企業側と相談して、正確な数字を出したい。通産省で国庫補助などを考えてもらいたい。工業用水を確保する場合、既存企業の拡張を優先して考えたい。

井関邦三郎井関農機社長

どうしても工業用水は打ち出して欲しい。県工業倶楽部で別に会合して話をまとめたい。

松山市助役

数量は、松山市が責任を持って行う以外に出ないのではないか。

坪田良雄丸善石油松山製油所長

工業用水使用量のうち、淡水と海水の水量の分け方が難しい。また、この水の単価で再検討しなければいけない問題である。

久松知事

一二月半ばごろの通産省との話し合いまでに決めて欲しい。

角坂仁忠県河川課長

水の単価の問題など再検討して次の機会にしたい。市の打ち出している毎秒〇・四三立方分の上水道用水の中に、工業用水も入っているのではないか。

松山市助役

考え方は上水道、工業用水をいっしょにしている。

企業側

工業用水は、冷却水であるので、水温二〇度を超えると使用出来ない。

知事

本事業に工業用水を打ち出すということを確認して散会したい。

当時の工業用水は、地下水に依存し、農業用水と競合関係にあった。道後平野の地下水は、西岡栄元愛媛大学教授の調査によれば水量は比較的多いが、渇水時には絶対量が不足していると、報告されており、毎年のごとく水争いが起こっていた。工場の拡張に伴う工業用水の需要を地下水に求めようとするれば、水位の低下により水田用水量の増加を来し、その量を面河ダムに頼らざるを得ないので、工業用水を事業計画に取り入れ、事業費の負担をさせることが、

地下水の再利用ということに比べて農業用水が安定することになるので、企業の要望と、通産省の要請を受け入れ、本事業の桧舞台へ工業用水が初めて登場した。

計画の調整

発電、工業用水について、農林省と通産省がそれぞれの案を固執して譲らず、再三、両者の間で交渉が持たれたが、このままではいつ解決するか見当もつかないため、経済企画庁が調整に乗り出すことになった。

昭和三十一年一〇月六日から一二月一二日にかけて、関係省庁の担当官が来県して、知事室、松山市内城南荘、面河ダム現地で、精力的に経済企画庁の調整が行われた。関係参集者次の通り。

経 企 庁 中岡調整官、青山、伊元、新家、石戸各技官

通 産 省 三島、五十嵐、中村各技官

四 国 通 産 局 国司発電課長、香川事務官

農 林 省 久徳茂雄技官

岡山農地事務局 杉五男建設部長、大関設計課長、平井、佐藤、小林各技官

愛 媛 県 久松知事、戒田副知事、厚味荘之助農林水産部長、小宮山耕地課長

県公営事業局 大野唯糊局長、白形光雷次長、川口正弥電力部長、玉田博一建設課長

この結果①流域変更は、農林省案通り、変更面積を七六・一三平方メートルとする②上水道、毎秒

○・四三立方呎（農林省案）工業用水、毎秒○・五七立方呎（通産省案○・八立方呎）計毎秒一・〇〇立方呎。ただし、導水中の損失を一割と見込んで、計画水量、毎秒一・一〇立方呎とする③面河ダムの堤高は、農林省案の六七呎から、六・八呎かさ上げして七三・八呎とする④発電ルートは今後、調査検討の上、協議する―で、一応合意した。

なお、通産省側から、現時点においては、対高知県との分水協定もあり、ポンプ・アップによる使用水量の増加案並びに、これに伴う道前発電所案は取り止めるが、これらの計画は将来、第二次開発の際、取り上げたいという希望意見が述べられた。

調整の成立

同三一年一月二日より、関係者が舞台を東京に戻して、調整を続行、発電ルートも滑川（道前側）船野山（道後側）―いずれも川内町―で協議が成立した。また、この計画に基づいて、農林、通産両省から、共同事業費の費用振分けについての試案がそれぞれ出され、予算要求資料としては暫定的に農林省案で要求することになった。しかし、実際の振分けについては、今後、協議を続けることで話し合いが付き、経済企画庁の調整を両省がのんだ。

六 松山市の都市用水

市内の上水道

戦後間もないころ、松山市内には、部分的だが、水道施設がなかった。都心から少し離れた道後温泉街には上水道の設備があつて、水道のじゃ口のせんをひねつて、コップの水が飲めても、肝心の一番町の県庁前の中心部では、地下水の水質が良かったせいか、軒並みに井戸水に頼っていた。「県庁所在地ともあるうところになぜ……」と首をかしげが県外から訪れた人たちの率直な感想であつた。

表3のように、昭和三〇年になつても、統一した上水道の水源がなく、旧市内、三津、道後の三地区ごとに個々の水源から取水するという状態であつた。なかでも、三津地区の水源は、昭和六年に出来た施設で、老朽化していた。また、旧市内は、垣生にある水源から、上水道、一日最大五、〇〇〇立方呎のほか、工業用水として、一日一万三、〇〇〇立方呎をあわせて取水していた。

給水計画

戦後、市当局は、年を追って増える人口増加率から推して、昭和四〇年度の水道供給人口を一五万人とし、それを基に一日一人最大給水量を二二五リ、一日給水量三万三、七五〇立方リと踏んで、計画取水量を一日三万七、〇〇〇立方リ（毎秒〇・四三立方リ）と割り出した。

また、昭和三〇年代初め、松山市の臨海部で、工業の発展の兆しが見え始め、工場の新增設などにより、工業用水の需要が急増することが予想された。これによって、従来、旧市内の水源だった垣生水源池が工場立地地帯の近くにあったほか、重信川下流にあるため、給水能力が大きいので、同水源を工業用水に振り向け、上水道は、新たに道前道後農業水利改良事業から、補給する目標を立てて、計画を進めた。

上水道用水の計画変更

松山市が道前道後平野農業水利改良事業から確保しようとしていた計画を変更したのは、同市周辺の地下水などの状況を知り尽くしていたという当時の黒田政一市長の先見性によるものだが、いろいろある変更理由のうち、主だったのを拾い上げると、次のようなものがある。

昭和三二年当時、松山市の主水源は、垣生水源池であったが、浄水施設が不十分で、原水に消毒薬を混入する程度で、配水しており、衛生上、いくつかの問題点があった。

また、昭和三〇年ごろから、諸外国の原水爆の実験競争により、放射能雨が多く降ったため、

厚生省の指導を受けて、浄水施設の整備を急ぐ必要があった。このため、当初計画の面河ダム completionまで、垣生水源の施設をそのままにしておくわけにいかず、改めて垣生水源を見直すことになり、同水源池の拡充整備に取りかかった。

拡充整備事業は、ろ過池を四池新設（一池の容量五、〇〇〇立方リ）をはじめ、配水池を一池新設（容量一、〇〇〇立方リ）その他付帯施設一式という大掛かりな改善で、八、五〇〇万円の事業費を投じて、昭和三四年度完了をめざした。

黒田市長の英断を関係者がフォローして、関係諸当局を説得して回り、結局、松山市は上水道用水を将来とも、主水源の垣生水源に依存、面河ダムで予定した上水道分を工業用水に回すという、一八〇度の方向転換をやった。道前道後平野農業水利改良事業から、上水道用水を後退させたことが、後で触れる高知県との分水交渉に大きな影響を与え、同県民感情に愛媛県への不信任を植え付ける結果を招いたが、松山市の将来を見越した戦略目標は大きな弧を描き、どのようなことがあっても後戻りしない強固な意志で、自らの信念を忠実に貫くことにした。

工業用水計画

松山市は、昭和二六年二月一日重要港湾指定の松山港の拡充整備を進める中に及んだ。昭和一三年四月、東洋レーヨン（現東レ）が同市に隣接する伊予郡松前町に進出

したのを契機に、昭和一七年九月には、丸善石油が松山市大可賀に製油所を建設した。その後、昭和工業、大阪曹達、帝国人絹（現帝人）の工場が次々と誘致された。さらに、県の中央都市圏構想が作成されたのと、昭和三五年の第一次池田内閣の所得倍增政策の波に乗って「坂の上の雲」の季節を迎えた。石油低価格時代をうまくとらえた日本の経済界は、高度経済成長ブームのわが世の春をおう歌、松山市の臨海工業地帯も同時期に波及効果の恩恵を受けて、大企業と、その関連企業の工場がその周辺に集中し、一大工場群を形成、コンビナート化して行った。

松山市は、既存工場の設備拡充と、相次ぐ新規企業の進出に歩調をあわせて、昭和三五年を中途に受入れ態勢の整備を進めたが、同地域は、もともと水源が乏しく、重信川下流の伏流水を揚水するだけでは不足していたので、工業用水の新たな水源を地区外に求めようとしていた。

当時、臨海部に予定していた工場用敷地は一四八・五万平方メートルであったが、さらに、将来は一九八万平方メートルに拡張し、これに伴う必要な工業用水の需要量を一日約二三十万立方メートルと予想していた。主要工場の工業用水需要量は、第二章の表1の通り、一日最大一六万九、八五〇立方メートルであった。

ところが、昭和三五年を目標とした地域内での工業用水取水量は、恒生水源が工業用水より上水道に振り替えられたため、一日四、七〇〇立方メートルしか期待出来ない極限状態に追い込まれることになった。

一方、恒生水源以外の工場の水使用量は、東洋レーヨンその他の場が伏流水、井戸水、河川水あわせて一日五万三、九〇〇立方メートルを取水しており、将来とも、この程度の取水は可能であると判断することが出来た。

このため、工業用水計画としては、表4の通り、一日一〇万六、七五〇立方メートル（毎秒一・二三立方メートル）にし、これに導水途中のロスを約一割と踏んで「毎秒一・三五立方メートルの補給は是非とも必要である」との見通しを立て、県をはじめ、関係当局に声をからして訴え続けた。

七 全体実施設計の完了

事業具体化への証文

昭和三十一年二月、国営かんがい排水事業全体実施設計地区に採択されて以来、全体実施設計の調査は綿密に行われた。「もはや戦後ではない」

というキャッチフレーズで話題を呼んだ三一年度経済白書が出た年である。途中、関連事業である発電事業の変更、工業用水の追加、上水道用水から工業用水への転換など、大きなお荷物を抱えての道行きだったが、厳しい回り道を歩き続けて、目標地点の灯を見た時の関係者の喜びは、また格別で、大きな節目を乗り越えた、何物にも替え難い感動が込み上げて来て、胸を熱くした。このような経過をたどり、昭和三二年一二月、実施設計完了という証文をしっかりと握りしめることが出来、ゴーサインに沸いた。

同年一二月八日、農林省道前道後平野農業水利事業所は「道前道後平野農業水利事業計画変更概要書」(資料⑨)を出した。この概要書が実施設計の中身を示すものであることはいうまでもない。その内容は、当初の事業計画、経済企画庁調整計画、実施設計の三つのプランを比較して示している分かりやすいもので、計画の変遷が手に取るように明記されている。

事業目的は、計画当時が農業水利、電源開発、松山市上水道用水だったが、経企庁調整計画では、農業水利、電源開発、松山市上水道用水、松山市、松前町の工業用水と具体的に細分化され、さらに最終の実施設計は、松山市上水道用水が消えて、松山市の工業用水と松前町の工業用水に分離、本事業の青写真となった。

本事業の心臓部の面河ダムは、調整過程で合意されたかさ上げによるもので、堤高七三・八呎、有効貯水量二、六八〇万立方呎となり、増量されている。

事業費は、当初、四八億三、二七六万円だったものが施設の充実、諸経費の値上がりを加味して八一億一、四〇〇万円に増騰している。

八 営農改善と増産計画

地方協議会の設置

岡山農地事務局の水利事業調査に平行して、前記の通り、同事務局の瀬野経済課長が昭和二七年六月三〇日、来県し、道前道後平野地区の土地改良に伴う営農改善計画の樹立及び増産対策について、指導した。

同年一月二八日から三〇日にかけて、東京大学農学部の上野教授をはじめ、農林省振興局、同農地局の関係者らの増産対策中央協議会のメンバーが来県、岡山農地事務局、四国農業試験場、愛媛統計調査事務所の各代表、学識経験者側の岩城、池田、中村、船引、津島、玉井各教授、それに県関係者らが相伴って、周桑郡丹原町、温泉郡重信町、松山市吉田地区などを現地視察して回った。

また、同月二八日には、松山市内で、地方協議会を開催、本事業計画、営農改善計画と問題点、食糧増産対策などについて話し合った。

一行の現地視察、地方協議会での話し合いによって結論を出し「道前、道後両平野は、単に耕

種方法、その他の改善だけでは多くの発展は期待出来ず、面河ダムの新設によって、用水不足を解消し、畑地かんがい、客土などの土地改良事業によって、営農改善の道を講ずべきだ」と指摘した。

その方法として、水稻の反収増加と生産安定、裏作の生産増強、畑地の生産力強化を奨励するとともに、本事業の工事が完了するまでの課題として、水稻の適品種、水稻そうおう（水田に田植えること）の早期化に伴う耕種基準、麦類の適品種、耕種基準の選択、設定について県農業試験場を中心に研究を進めることが決まった。

効果と事業の妥当性

県土地改良事業地区増産対策地方協議会は、昭和三二年一月、道前道後平野農業水利改良事業地区増産対策調査報告書を作成した。

これによると、本事業の農業関係の効果は、水田補給一万〇、六三四畝、米二万二、四〇〇石（三、三六〇ト）一〇町当たり〇・二二石（〇・〇三ト）開田二八八・八畝、米六、五〇〇石（九七五ト）一〇町当たり二・二四石（〇・三四ト）その他麦、そ菜など。畑地かんがい六〇〇畝、果樹、そ菜、その他、合計、米石換算四万二、六五五石（六、三九八・二五ト）を増産すると結び、これが事業の妥当性、農民負担金算定の基礎づくりに参考となった。

九 費用の振分け

経費負担方法と割合

昭和二七年に、農林省から計画概要が示された際の経費負担方法及び割合（以下「アロケート」|| コスト・アロケーションの略|| という）

は、仮配分で、農業用水、発電が身替り妥当支出法、上水道が水量割によって割り出された。その費用振分け方法が具体的に法令により定められたのは、電源開発促進法（昭和二七年七月三十一日、法律第二八三号）の第六条二項の規定による費用の負担方法及び割合に関する政令（昭和二八年六月一日、政令第一〇四号）の公布が最初であった。

その基本的な考えは、共同施設費の負担割合を身替り妥当支出法を基準として算出する手法であった。

従って、計算に当たって使われたのは、いわゆる採算ベースに合う妥当投資額（各事業の生み出す純便益の総額であり、投資可能限度額を表すもの）であった。その理由は、身替り建設費（ダム建設地点に単独施設を建設するときに必要な費用）より、妥当投資額が費用の点で少ないためであった。

この方法によると、各事業の効果の見積もり（例えば、上水道一立方尺当たり一五円、工業

用水一立方分当たり四円、発電建設費一キロワット時当たり三〇円）及び専用施設費（各事業の単独施設、例えば発電所、浄水場など）維持管理費によって、共同事業の負担割合が算出されることになっている。

負担割合の協議

昭和三二年、経済企画庁から、事業計画調整とあわせて、アロケート案が示されたが、上水道、工業用水の負担割合が余りにも大きいため、農林省、県、松山市の三者で再三、協議を重ねたにもかかわらず、容易に妥結点を見い出すことが出来なかった。昭和三二年一月になって、農業、発電の費用分担は、ほぼ了解されたが、当時、松山市からは、工業用水の単価が割高であるため、国、県で援助して欲しい、また、農民負担の軽減措置を図って欲しいという意見が出された。

アロケート算定の段階に入ると、県は、県庁四階正庁を農林省の専用室に提供、調査に来た技官たちの出入りが激しくなった。一日中、手動による旧式の計算器が鳴りつばなしで、さすがに広い部屋も書類で埋まった。農林省、県職員関係者の間で、明けても暮れても密度の高いアロケートの会議が続けられ、まさに会議は踊るといった有様であった。それでも、不毛の論議に終わらせてはならないと、担当者の表情は真剣そのもので、いろんな方式を使って刻々変わる負担割合を見比べながら、口角あわを飛ばして、熱の入った討議を続け、時間の経つのも忘れて、書類の数字に見入っていた。

県の内定案

本事業は、特別会計によって、工期の短縮を図る方針が定められた。これは物価高騰の折、適切な措置だったが、工事予算を大幅に増やしてもらうためには、アロケートの妥結が先決であって、その決定を急ぐよう中央から要望されていた。

本事業が農業用水、発電、工業用水に分かれ、大規模な総合開発の性格を備えた事業であっただけに、県庁内でも、関係部局がそれぞれの持ち場で分担することになった。

共同施設費の負担割合は、直ちに農民負担、売電単価、売水単価に影響するので、利害がからみ、競合関係が存在した。しかし、事業促進の大義を前提とする以上、庁内の意思を統一してかからなければならず、まず、力関係の均衡を図る必要があった。

これは、運動会のムカデ競争のようなもので、チームの中の一人が倒れても、決勝点のテープを切ることが出来ない。このため、バランスを取りながら、互いに矛盾を克服していく調整能力が要求された。

また、トランプ遊びのババ抜きに似ており、だれが最後にババをつかんで泣くかという懸念もあり、有利な条件で、一銭でも担当する事業の負担を軽くしようと関係部局の代表者は会議の都度、角を突き合わせて白熱した議論を交わした。

特に、大詰めを迎えた昭和三三年三月七日の久松知事、戒田副知事を囲んでの関係首脳者会議は、本事業に関係した人々の記憶に、鮮明な画像となって残っているほど、臨場感にあふれ

ていた。

まず、黒河内農林水産部長が、総事業費八億七、四〇〇万円になった実施設計最終案の経緯を説明してから、包括的な庁議が始まった。

公営事業局側からは「地下発電所になるため、乾燥施設費二億円を専用施設費に上積みする必要がある」工業用水を担当する商工労働部は「工業用水道事業費が一七億二、七〇〇万円程度になるが、水単価を一立方メートル四円以上にすることは難しいので、一二億八、〇〇〇万円程度が妥当な事業費であり、どうしても国庫補助金と県費の支出を考慮してもらいたい」財政当局からは「この県費負担一億五、〇〇〇万円を出すことすら相当なものである。国庫補助四分の一が余り期待出来ないので心配だ」など、それぞれの立場から、意見を述べ合い、議論は加熱していった。

約三時間近くたって、平行線のまま。会議の空気からして、各人の主張がからみ合っていて、一向に止みそうにもなかった。最初から黙って聞いていた戒田副知事がたまりかねて、一喝した。この一声は、関係者の間で今でも語り草になっている。「技術者というのは一体なんだ。手前勝手なことばかり言うてはどうしようもない。元々、本事業は農業水利を主体とするものだ。農民負担の限度というものを考えて、事業費を積み上げるのが筋というものでないか」「世

紀の大事業であるから、後世の物笑いのタネにするわけにはいかない」と、激しく迫る語気と一緒にしゅんとなった。この副知事の政治的な発言と、しつた激励が潮時となって、打合わせは収拾の方向に進んだ。

大局的な判断から、大事業に対処する県政の大わくがつくられ、発電、工業用水への配慮も必要だが、水を渴望するという発想から出た農業用水を本事業の主眼とする一大方針がそこで打ち出された。

また、農民サイドに立って、農民の負担軽減に努めることを事業推進に当たったのポイントとした。

農民負担は、あれほど水を渴望した銅山川疎水事業の場合でも、一〇桁当たり五、〇〇〇円であった。この事業でも、その程度が適当だが、物価の変動、実施設計段階での計画内容の差異などを計算に入れるとしても、八、〇〇〇円までが精一杯だとの結論に達した。

このほか、農林省から、早急に農民負担金条例を制定して欲しいという要望も出ているので、特別会計の建設利息をも加えた討議が行われた。最後には、昭和三四年二月定例県議会に上程した条例案の農民負担金の基準一〇桁当たり五、二一三円の土台づくりが出来、久松知事の締めくくりで、県のアロケート内定案（資料⑩）が本決まりとなった。

なお、妥当投資額の算定基礎となった発電建設費は、キロワット時当たり三〇・五円、工業用水一立方分当たり松山市五・六円、松前町四・五円であった。

関係各省との協議

アロケートの県案内定によって、昭和三三年三月二五日、東京で通産省、農林省、経済企画庁に対する計画説明の合同会議が開催された。この会合には、初めて県議会を代表して、白石春樹県議会議長、佐々木弘吉県議会議員が出席した。議題は、主として工業用水に絞られ、松山市、松前町での工業用水のほか、道前平野での工業用水利用にも触れた。主として水温、事業主体、単価などについての活発な意見の交換があり、内容については、通産省で、これを検討することになった。

通産省の意見

工業用水の取水について、通産省で検討した結果、次のような四項にわたる意見が県商工労働部に提示された。

- 一、松山地区の工業用水は、冷却水が必要とするため、出来るだけ低温の水を取水することが望ましい。従って、面河ダムからの水をいったん重信川に放流し、下流で集水暗きよで取水する方法を取ること
- 二、事業は、松山市、松前町をあわせて一本とし、県営事業で実施すること
- 三、妥当投資額の算出について、粗収入、水の導配水中の損失、管理経費、施設の耐用年数

などが不適當で、アロケート案が割高となっている

四、現計画によって実施した場合、国庫補助はつけ難い

農林省の協力要請

農林省は、通産省からの意見提示が計画の基本にかかわる問題であるため、県と協議の上、水温、導水ルートの変更について①水温は、現在、取水している垣生水源池の平均水温が一六度であるほか、通谷池、一番池の調整池では水深一〇メートルのところ、一六度程度の水が取水可能②重信川に放流して、下流で集水する場合、重信川の状況からして、損失が非常に大きい。このため、損失をカバーする方法として、面河ダムの規模を拡大する必要が生じ、事業費がかさむ③アロケートについては、現在の計画でも効果不足で、各事業とも限界がある上、農業用水、発電に負担がかかることになる—との判断を下し、通産省にこれを説明して協力を要請した。

アロケートの決定

通産、農林両省間で、昭和三三年四月以降、一五回に及ぶ協議が行われた。同年七月一六日、松山市内城南荘で、岡山農地事務局主催の農林省と県側の会合があった。そこで、農林省から、次のような説明があった。

同年六月一八日の共同施設費分担案について、通産、農林両省で折衝したところ、農林省関係は、事業費三八億四、四〇〇万円までは了解がついたが、発電関係分は、約二億円位、事業費が高いので、減額出来ないかとの意見が出た。これに対し、通産省は、承認しないという意思

表示があった。次に、工業用水については、近く負担算出方法を出したいと思っているので、この線で算出した妥当投資額の範囲内なら承認をする。もし、これ以上であれば、その超過額を県で負担せよという意向であったというのである。

以上のような交渉結果に基づいて、種々、検討を加え、改めて費用割振りを行ったが、二億円程度の事業費がどうしても超過し、四者の分担が出来ないので、協議の結果、共同施設費で、設計の見直しなどにより、事業費を一億三、九〇〇万円節約し、残りをそれぞれ分担することが決定（資料⑩）した。最終決定した時点での総事業費は、八〇億三、三〇〇万円という当時としては巨額な数字であった。参考のため、昭和三三年度の県の一般会計予算額一四二億一、一四三万余円と単純に比較してみても、本事業がいかに県の消長をかける大規模なものであったかが一目りょう然としている。

この決定に従い、同年七月二一日、久松知事らが上京、通産、農林両省に対し、説明、了解

を求めたところ、大筋の了承が得られ、細部については、農林省から、関係各省庁へ折衝することになった。

また、工業用水については、企業主体である松山市、松前町へ説明し、了解を求めることで話がついた。

岡山農地事務局長からは、同年九月三〇日、公文書で久松知事あて、本事業の費用振分け（表5）の連絡があり、県も折り返して、同年一〇月一〇日付で了解したという通知を出した。

工業用水の事業主体

工業用水事業の事業主体は、岡山農地事務局から、土地改良法による本審査実施の関係上、早く回答するよう求められていたので、松山市や、松前町との話し合いを急いだ。

これに対し、黒田松山市長の言い分は、本事業は、県民が利益を受けるため、工業用水の効用超過分を県で負担するよう要請した。また、通産省も、松山市と松前町で、別個の事業主体となると、効率も落ちるといふ意見もあり、県も同事業をどこにするかで悩んだ。

昭和三三年一二月、県は、戒田副知事の決断により、県営で実施する方針を決めた。工業用水の水路も、道後平野北部幹線用水路を一本に絞り、専用施設も一つにすることによって、工業用水を松山市と松前町の各工場へ送ることを決意し、実行に移すことになった。全国的には、それまで、県営による工業用水道事業というのはなかったようであり、昭和三三年一〇月二四日の

工業用水道事業法施行直後の初のケースといえよう。

発電ルートの変更

昭和三四年
になって、

通産省から、発電ルートの変更が提起されて、滑川ルートに決まったが、費用の振分けは前の最終決定を崩さず、既定の基本線に沿って進めることになった。

県は、県営で行う電気事業、工

業用水事業の認可申請を準備する

とともに、四国電力に対する売電の交渉も行われた。

これによって、図10に示す国営

道前道後平野農業水利改良事業と、

県営発電事業及び県営工業用水道

事業に関する協定書（資料⑫）が昭和三六年一月二一日、周東英雄農林大臣と久松知事の間で調印されたほか、道前道後地区の費用振分け（資料⑬）と、道前道後地区妥当投資額算出基礎（資料⑭）も示された。

一〇 促進団体の支援活動

道後平野期成同盟会

県が主体となって、起こそうとした道後平野農業水利改良事業は、国へ調査を要望する段階で、既に、反響が大きく、道後平野の関係農家のすみずみまで、電波のように早く伝わった。

事業推進の支援母体となる組織づくりの準備が着々と進められ、昭和二六年一〇月二二日、関係市町村長によって「道後平野農業水利改良事業貫徹期成同盟会」（以下「道後平野期成同盟会」という）が結成された。

会長には久松知事、副会長には黒田松山市長、渡部勇次郎温泉郡北吉井村（現重信町）村長、正会員には関係市町村長がそれぞれ選ばれた。また、関係市郡選出県議会議員、県農業委員会委員、市町村議会議長（松山市は議員）、農業委員会、学識経験者が賛助会員となって参加、関係地方自治体、政界、農業関係者、知識人をあげて、事業の実現をめざし、バックアップし、

一〇 促進団体の支援活動

地元の受入れ態勢の万全を期すことになった。

道前平野期成同盟会

道後平野の関係者の動きに敏感な道前平野でも、支援組織を結

成しようとしていた。

昭和二十六年一月二十六日、事業促進の後押しのための「周桑平野農業水利改良事業貫徹期成同盟会」（以下「道前平野期成同盟会」という）が発足。会長に河上哲太元代議士、副会長に杉弘道国安村長（現東予市）首藤清三郎吉井村長（現東予市）玉井和夫田野村長（現丹原町）正会員に関係市町村長、賛助会員に周桑郡選出県議会議員、県農業委員会委員、関係町村議会議長、農業委会長、

その他を選任した。

期成同盟会は、両平野で、それぞれ別個に結成されたが、結果的には、アベック用の自転車の二つのペダルを仲良く踏むことになった。

道前道後水利開発連合会

道前、道後両平野で、別々の農業水利改良事業計画案が打ち出されたため、それぞれの期成同盟会が誕生したが、面河ダムを起点

とする総合開発計画で、事業が一本化した以上、同じボートに乗って、いっしょにオールをこいでゆこうということになり、昭和二十八年七月一三日「道前道後平野農業水利改良事業促進同盟会連合協議会」を結成。同協議会は、昭和二十九年年度に国営かんがい排水事業に採択されること目標にして、中央との折衝と、地元の誘導役を引き受けることになった。役員選考の結果、次の各氏が選ばれた。

- | | |
|----|---------------------|
| 会長 | 久松知事 |
| 委員 | 関谷勝利代議士（道後平野期成同盟会長） |
| | 越智茂代議士（道前平野期成同盟会長） |
| | 黒田松山市長（道後平野期成同盟副会長） |
| | 渡部勇次郎（道後平野期成同盟副会長） |
| | 首藤清三郎（道前平野期成同盟副会長） |
| | 玉井和夫（道前平野期成同盟副会長） |
| | 杉弘道（道前平野期成同盟副会長） |
| | 浮田武則（石井村長） |
| | 八束英誉（岡田村長） |
| | 菅吉暉（石根村長） |

参与

- 越智 賢太郎 (中川村長)
- 白石 薫 (松山市議会議員)
- 国会議員
- 県議会議員
- 県農業会議議員

この連合協議会は、昭和三〇年八月、名誉会長に砂田重政代議士が就任し、神武景気の翌三一年一月には、会長に久松知事、副会長に県議会議長、副知事、松山市長の三名が就くことになった。

また、同年三月に、同会の中に補償委員会と推進委員会の二つの委員会が設置された。

さらに、同年六月、その名称を「道前道後水利開発連合会」と改名、同八月、規約の一部を改正するとともに、事務局が設置され、浮田武則氏が専任事務局長になり、組織の内部が充実強化された。

副会長の歴代県議会議長、副知事、松山市長、次の通り。

- 川口 満義
- 白石 春樹
- 西田 唯次

- 近藤 広仲
- 森永 富茂
- 桐野 忠兵衛
- 沖野 喜予市
- 宇都宮 光明
- 渡部 高太郎
- 松尾 武美
- 菅 豊一
- 戒田 敬之
- 野村 馬
- 黒田 政一
- 宇都宮 孝平

一〇 促進団体の支援活動

また、顧問には、重政庸徳、和栗博、奥田孝、村山屯、藤田三士、黒河内修（以上岡山農地事務局長、または中国四国農政局長）の各氏が選ばれた。

補償委員会は、委員長を沖喜子市県議会議員が務め、面河ダム水没関係補償交渉には由井富弥県主幹、浮田事務局長らとともに、その解決に尽力した。

推進委員会は、委員長に原田改三県議会議員がなり、事務促進のため、地元の受入れ態勢の整備並びに中央に対する国営事業への採択、予算獲得に全力を投入した。

連合会の陳情活動は、昭和二八年七月一九日から始められ、同年は六回、同二九年は四回、同三〇年は二回と、速射砲の連射のように波状陳情を続けて、側面からの支援体制の役割を果たし、年度ごとの予算獲得、昭和三〇年度国営かんがい排水事業全体実施設計地区の採択、昭和三五年度の本工事着工などに実効をもたらし、事業の早期完了の礎石となった。

面河ダムも完成、石鎚からの霊水が、道前、道後の両平地を水徳で潤した後、昭和四三年六月二一日、最後の総会を開き、連合会を解散し、一五年間の長きにわたって、この事業を盛り上げた同会も、その使命を終えた。

一一 事業の申請

予備審査の手続き

昭和二八年二月九日、道前道後平野農業水利改良事業関係期成同盟会代表者会議が松山市内で開催され、国営土地改良事業の施行について、申

請手続き、申請人の決定などを打ち合わせた結果、国営土地改良事業予備審査の申請手続きをすることが決まった。

予備審査は、県段階での仕事で、土地改良法によって、公告した後、縦覧の期間を設け、あわせて関係農民の三分の二以上の同意を得る必要があった。県は、国営事業の負担割合（国六〇％、県二〇％、農民二〇％）や、農民負担金は一〇坪当たり二、七七三円であると説明、説得して回った。

公告は、道後平野関係一七市町村が同年二月一八日、道前平野関係一四市町村が同月二一日であった。縦覧を始めるとともに、関係二市二九町村の農民一万七、三二四名に対して、同意を求めた結果、九五・九％という高い率の一万六、六〇九名から、賛同が得られ、事業への助走は、滑り出しから快調だった。この同意について、後から関係者に聞いた話だが、当時、農民の間では、事業に対しての陳情程度の感触で判を押したと思われる節があり、後述する土地改良区のところ、負担金問題がかなり関係者をてこずらせたことから推測して、リラクセスした気持で同意した当時の様子がかがわれる。

農家の同意が得られたことによって、土地改良法第八五条第一項の規定により、三九名の申請人が同年七月一七日、田子一臣農林大臣あて「国営土地改良事業施行予備審査申請」(資料⑬)を知事に提出している。

添付した書類の計画概要は、前記の通り、面河ダムを建設して、道前、道後両平野一万一、三三八・一鈔の受益耕地に三、二一四・八万立方メートルを補給水として送るほか、関連事業には、発電、上水道用水があり、総事業費は三八億五、〇〇〇万円という当初計画の原図が記されている。

技術専門員の調査報告

知事は、予備審査申請を受理し、全体実施設計の進行に歩調をあわせて、昭和三十一年、土地改良法第八六条に基づき、十名の専門技術者を委嘱した。

愛媛大学農学部教授	中村 総七郎
県河川課長	川口 正 弥
松山測候所技術課長	小林 清 一
県電氣局建設課長	金野 芳 夫
県砂防課長	池田 七 郎
県都市計画課長	二神 和 正
県農業改良課	高田 武
県農業改良課	青野 守 雄
県林務課	池内 悦 雄

愛媛大学工学部教授 豊田 英 義

専門技術者は、事業の必要性、事業施行の可能性、経済効果などの観点から検討を重ねた結果「事業は、おおむね妥当と認められ、事業の実施が適当である」との調査報告書を知事に提出、昭和三十一年八月七日、久松知事から、農林大臣にあてて進達した。

農林省は、全体実施設計の完了を待って、京都大学の高月豊一、渡辺庸一郎の両教授に本審査を依頼して、両教授は、昭和三十三年三月、本事業の効果と適格性を認めた調査報告書を農林大臣に提出した。

事業計画の確定

農林大臣は、その報告書を受けて、事業計画を関係市町村に昭和三十四年二月一八日公告、同年三月一日まで縦覧に供した。

受益地の反応は、後記する周桑郡小松町以外の市町村が本事業の推進に全面的に協力する態度を取り、土地改良法による異議の申立てがなかったので、同年七月三十一日付で、公告の日（二月一八日）をもって確定した。

小松町の一部の反対

県地方労働組合評議会は、昭和三十三年五月「道前道後の総合開発と諸問題について」という討論資料を作成し「本事業は、住民の福祉にかなう総合開発に転換させる必要がある」と叫んで、農民運動を指導した。また、昭和三十四年一月、社会党の野溝勝参議院議員が来県して、同月一四日、県首脳に農民負担が高過ぎると抗議

した。

また、同月二四日には、小松町で、農民大会を開催、次のような決議をした。

一、小松地区には、現在、十分な農業用水が確保されているので、本事業から除外すること
 一、大谷池は、現在でも、出水期には決壊の恐れがあるので、幹線水路の水を同池に入れないこと

一、農民負担金一〇町当たり六、二〇〇余円は、農民にとって、耐えられないものだから「公告のあった道前平野土地改良区設立審査を申請することに同意する」との承認印を取り下げることに、
 尾上彦太郎小松地区耕作者組合長は、小松地区農民大会を代表して、岡山農地事務局長あて、この決議文を送付した。

岡山農地事務局は、決議文に対して同年三月二三日、文書で「農林省道前道後平野農業水利事業所と、県当局に説明方を依頼した」と、返答するとともに、理解と協力を求めた。

県は、関係農民に事業計画と、農民負担についての周知徹底と、了解を得るため、同年四月四日、小松町で、耕作者組合員を招集し、説明した。県側から安部恭雄耕地課長らが出席した。出席者は、約一三〇名だったが、ほとんどの組合員が県の説明を納得して、退場した。しかし、一〇数名が残って、異議を唱えて、話し合いは物別れとなった。

県は、この決議文について、高松法務局と相談したところ、申立ては所定の期間内での公式の文書ではないということになり、その判断は県の自由裁量に任せられたので、申立てを却下した。

同年五月一五日付けの愛媛新聞によると、同月一四日、再び来県した野溝社会党参議院議員は、同日県庁内の番町記者クラブで記者会見し「三月六日の参院大蔵委員会で、本事業の問題点を取り上げた」と報告するとともに、「社会党は、今後、同問題の農民負担金について衆参両院で徹底的に追及する」と声明した。

その後、同問題は、平行線のままであったが、昭和三五年二月、奥田孝岡山農地事務局長から、尾上小松地区耕作者組合長あて「三項目の決議文は法にいう異議申立てとは認められない」と通知、同問題は一応、終止符を打った。

一一一 土地改良区の設立

二頭立ての土地改良区

国営かんがい排水事業は、法律上の建前では、農民からの申請に基づいて起こす事業であるが、結論を急ぐと、この事業は「西の愛知

用水」といわれる通り、大きい事業であったので、中間的機能を果たす県が終始けん引車となっ

て、引っぱり、これに市町村長、農民代表が唱和して、補完的な立場で支援した、いわば行政誘導型の大事業であったといえよう。もちろん、底流には、少なくとも、一〇年に一度は起こるといふ嫁いびりのような干ばつから、なんとか逃れようとする農民の切なる願いが基調となっているが、自然発生的な農民の願望と表情を事前に読み取った当時の指導者グループが先手先手と車を引っ張って、リードし、鮮やかな手綱さばきを随所で見せた。

申請事業である以上、法律によって、地元の受入れ態勢を整える必要があり、当時、関係者によって設立した「道前道後平野農業水利事業促進同盟会連合協議会」が推進委員会を設け、まず、道前、道後両平野で、受益団体である土地改良区をそれぞれ個別に設立することを仕事の手初めとした。

同推進委員会は、国営かんがい排水事業の先進地である十津川紀の川（奈良・和歌山両県）野洲川（滋賀県）濃尾用水（岐阜・愛知両県）嘉瀬川（佐賀県）の各地を視察、調査研究し、土地改良区設立の貴重な資料を得た。

また、道前、道後平野は、その立地条件、社会的環境に相違点があるため、両平野を一つにした土地改良区をつくることは無理であるとの結論を出し、道前、道後平野両土地改良区の上に、総合調整、管理機能を持つ道前道後土地改良区連合を置く構想を立てた。このユニークな二頭立ての馬車のぎよ者台には、最初から、県議会の白石春樹水利対策委員長が座った。事業

に対する認識を深めてもらうため、関係各市町村の既存の土地改良区の代表者らを上浮穴郡面河村笠方の面河ダム建設予定地や、面河溪の取水地に案内、現地視察を通じて、本事業に対する正しい理解を求めた。

先べんつけた道後平野

道後平野土地改良区は、関係市町村長ら一三二名が設立申請人（法律では一五名以上）となり、昭和三十一年七月一七日、第一回の申請

人会を開催、法による土地改良事業計画の概要、定款作成の基本となる事項などをつくった。同年一月二二日、関係市町村役場で、申請のための公告を行い、同時に、道後平野七、七〇〇畝の耕作者一万二、九五六名に対し、同意署名を求めた。この結果、申請の公告より一年八ヵ月の歳月を経て、昭和三十三年七月、八八・五五％に当たる一万一、四七二名から同意（資料⑩）が得られた。これは、法で定めた三分の二以上の同意が得られたことになり、同年一月二七日、県指令土改区第三九二号をもって、道後平野土地改良区の設立が認可された。これには、黒田松山市長をはじめ、高須賀治利温泉郡重信町長ら、当時の関係市町村長の支援と、中西久次郎松山市土地改良協議会長（現道後平野土地改良区理事長）中村時雄代議士（現松山市長）ら関係者の協力があつたことはいままでもない。

同意署名の期間中、前後二五回にわたる地元との説明会には、県耕地課の田内技師、屋内通夫技師（現愛媛をゆたかにする会事務局長）らが当たった。同意書にはハンコを押すわけだが、

当時から、農民に限らず、印判を押すことには、ある種の抵抗を示すのが社会通念であった。いったん、保証人になった場合、債務者が借金などの返済能力を失った時、保証人が連帯責任を負って、宅地、田畑を手放さねばならないというリスクにわが身をさらすという不安がつきまとったのであろう。

また、関係農民にとって関心事は、農民の負担金がどうなるかということだった。この事業の申請時の農業関係費は一六億六、八〇〇万円と低額であった。ところが、公告の時点では、農業関係事業費が二八億五、〇〇〇万円と上方修正されており、農民負担金の当初の一〇ヶ当たり年間約三、〇〇〇円が約五、〇〇〇円と増額されているため、農民の顔には、明らかに同意を忌避する態度が見られた。

これに対し、説明側の県耕地課職員は、農民負担金の全額を示す正攻法を取らずに、最初から、最後まで一〇ヶ当たり米五升（七・五キ）の償還金で押し通した。このほか、償還は、面河ダムの水が受益地に流れて来てから始まり、一〇ヶ年の年賦でよい上、永久的に水利権が得られると説いた。この米五升の説明には、確かに説得力があった。生産者米価がスライドして値上がっている現在では余計に実感がこもる殺し文句であり、担当者は、あくまで農民をだまさなかったと自負している。

一年遅れた道前平野

道前平野土地改良区の設立は、意外と手間取り、申請人選任は道後平野と同時だったが、約一年遅れて設立が認可された。設立申請人が七

七名となった道前平野は、昭和三十一年七月一日、初回の申請人会を開催、翌三十二年三月二三日、関係市町役場で、土地改良区設立申請の公告を行った。農民の同意署名を始めたもの、予想外にはかどらず、本格的な同意署名作業は、昭和三十四年三月、農民負担金条例を制定、負担金一〇ヶ当たり五、二二三円が提示されてから開始された。しかし、農民側が首を縦に振らないため、署名の方は、一向に集まらなかった。昭和三十四年七月二五日、道前平野土地改良区に設立推進本部を設置、関係市町村の各集落ごとに説明会を開くという農家の庭先作戦に切り替えて説得した。説明会の開催時刻を、各家庭での夕食が大体終わる午後七時と決めたが、実際に皆が集まったのは、九時か、一〇時ごろで、なかには、家でひと休みして来るとか、晩酌で、ほろ酔い気分となった者もいた。県側から事業計画と地元負担金の説明を中心に話を進め、関係者の協力を求めるのがお決まりのコースだったが、会合が終わるのは、いつも夜中の一二時を過ぎていた。会合を終えて外に出た県職員は、満天の星を仰いで、宮仕えの悲哀をいやした。担当職員は、深夜の二時ごろ、帰宅、翌朝は県の仕事をし、午後再び出発、現地に出向くというハード・スケジュールの毎日であった。

申請の公告から、二年七ヵ月をかけ、八八回に及ぶキメこまかな説明会を開いた結果、道前

平野の耕作者五、九八七名のうち、四、八〇二名から同意(資料⑩)が得られ、法にいう三分の二以上の八〇・二二%の同意率に達したので、昭和三四年一〇月二〇日、設立認可申請を行い、約二ヵ月後の年も押し迫った同年一月二十五日、やっど、設立認可が取れた。

与荷米慣行

道前平野には、道後平野と違うポンプ問題があった。戦前から、耕作者が設置を起こしていた。その代表例が与荷米慣行地のポンプ設置に伴う紛争である。越智初次郎道前平野土地改良区副理事長の話によると、与荷米慣行地の中心部周布の水源池である唐樋、中刈、地藏堂の三ヵ所のわき水の水を集め、中刈一ヵ所で、動力機によって揚水する中刈ポンプ組合が設置されたのが大正十一年(一九二〇)のことであった。この設置は、耕作者(主として小作人)の負担で行われたので、地主に対しては、従来の「井手並びに与荷」の慣行が継続されていた。

ところが、相次ぐ干ばつにより、小作者は、多額のポンプ水利費に困り、地主側に負担してもらおうよう組合で決議した。しかし地主側は、これを無視、無理解な取立てを続けたため、小作者を怒らせ、ついに昭和三年、全地主と全小作が対立。いわゆる一斗九升(二八・五鎰)問題として、裁判ざたとなり、昭和七年になって調停が成立し、和解した。

調停は、八条からなっているが、主なものは①周桑郡周布村(現東予市)での天保年間以来の水利慣行は昭和八年四月末日限り廃止する②地主は、従来、小作人の設備に係るポンプ装置一切の権利義務を昭和八年五月一日承継し、以後、ポンプの修理、その他運営の責に任じ、同年四月末日現在におけるポンプ装置一切の債務を金三、五〇〇円とし、小作人に支払うこと③小作人は、昭和三、四兩年度の延滞小作料、反(一〇石)当一斗九升(二八・五鎰)を一石(〇・一五斗)一八円に換算し、昭和八年四月末日までに地主に納付すること。地主は、小作人の納付した小作料の換算金をポンプ維持に対する基本金として積み立て、昭和八年五月一日以降、その利子をポンプ運営の経常費に支出すること④昭和八年五月一日以降のポンプ運営に不足が生じた場合は地主五割、小作人五割の割合で分担すること―などとなっている。

これが与荷米紛争で、地主と小作者の間で「一斗九升問題を忘れずに、子孫に伝えよう」ということになり、昭和一〇年四月一六日、中刈ポンプ組合の庭に記念碑を建立した。

願連寺農民のむしろ旗

「田んぼに水が来ないのに、賦課金滞納の処分など、もってのほか」―と、周桑郡丹原町、釜之口土地改良区下流部の願連寺、下町、上町三地区の農民約二二〇名が昭和三三年四月二八日、バス三台に分乗したり、汽車便を利用して、早朝から、県庁に押しかけ、強訴した。むしろ旗を掲げ、たける農民は、県庁で戒田副知事とあい「不当賦課反対」「差押え絶対反対」「改良区からの脱退を認めよ」と叫んで詰め寄り「県のはっきりした態度が聞かれるまでは丹原町に帰らぬ」と息巻いた。

これは、県営で行った中山川沿岸農業水利改良事業の地元への賦課金滞納処分について、昭和三十一年九月と翌三十二年一月の二回にわたり、今井勝平釜之口土地改良区理事長から差押えの要請を受けた玉井和夫原町長が知事に副申書を提出。これを受けた知事が追撃ちをかけるように強制徴収を認可したことに對して、農民が腹を立て、集団行動を起こしたもの。

同日、農民の応待に出た戒田副知事は「実情を調べるため、現地へ出向き、善処する」と答え、事態を收拾した。

当時は、賦課金滞納の差押え処分と、道前平野土地改良区設立に必要な農民同意のハンコ取りがごちゃまぜのダンゴ状態で、複雑骨折と診断されそうな成行きであった。

願連寺、下町、上町地区八ポンプ組合加入の農民二三四名の主張は「欲しい時に、必要な山川の河川水が来ないので、われわれのポンプを使ってかんがいしている。従って、土地改良区の受益地区から除外して欲しい」という三段構えの論法であった。

県庁から引き揚げ、町に戻った農民は、翌四月二十九日には、開催中の地元丹原町議会に詰めかけ、玉井町長をカン詰にした。丹原小講堂で、玉井町長に対し「知事に出した賦課金差押えの副申書には、三地区の実情を調べもしないで、メクラ判を押した。直ちに取り消して欲しい」と迫り、午前十一時から、夕刻まで、約一〇〇人の農民が同町長をつるし上げた。一時は、町長の答えを不服として、緊迫した一幕もあり、このため、町議会は、緊急協議会を開いて協議。

この結果、町議会側から、釜之口土地改良区と三地区双方の調停を白紙に戻すほか、全面解決まで、賦課金は徴収しない一を提案、結局、農民側が同提案をのんで、五月七日の戒田副知事の現地調査を待つことで収まった。

戒田副知事の現地調査

昭和三十三年五月七日は、戒田副知事自ら願連寺、下町、上町の三地区を現地調査する日だった。白ズック靴をはいて、朝から副知事室で待機する戒田氏を迎えに出向いた屋内耕地課技師は、そのハッスルした身なりに、まず、驚いた。

現地に着き、同日午後から、釜之口土地改良区の幹線水路を視察した後、三地区の八つのポンプ施設を次々と踏査した。約一二キロの道のりを歩いて回ったが、一行には、約三〇〇名の農民がむしろ旗を立てて付き添い、終わりのポンプ施設のところで集会を開いた。屋内技師が副知事に代わって、本事業の必要性を説いた。「群がる農民の中から、カマでも飛んで来るかな……」と半ば観念していたが、案外、静かに聞いてくれたとい

う。また、その後、場所を移して、同町伊勢神宮の広場にも、農民が集まった。かなり時間も過ぎ、予定より大分、遅れていたもので、心配していた久松知事から「帰還命令」が出た。ゲーム最中での選手総引揚げを監督が指示したのである。これをじゃますると、公務執行妨害になるのだが、戒田副知事はこれを懐にしまつて、関係農民を説得し続けた。

水利紛争の調停成立

戒田副知事は、地元の渡部高太郎、玉井恒栄両県議会議員、玉井丹原町長、丹原町議会議員と連絡を取りあつて、最後まで、粘り強くあつせん作業を続けた結果、昭和三三年八月二〇日、次のような調停（資料⑩）が成立、解決を見た。

調停には①昭和三〇年度までの組合費未納金は、直ちに納入する②願連寺地区の昭和三一、二年度の組合賦課金の一部を減額する③県営負担金の納入について、希望があれば、長期償還の方法を認める―などの六項目の条件と、四項目の了解事項がついており、釜之口土地改良区代表と、下町、高須、柚ノ木、松ヶ窪、オノ木、泉田、柳ヶ内、仏楽各ポンプ組合各代表との間で調印が行われた。この調停によつて、釜之口土地改良区経費に揚水ポンプの経費を入れて、共同負担としたほか、水のかからない一部地域を地区除外するなどの措置が払われることになりケリがついた。

道前道後農業水利改良事業は、当初の計画では、道前平野の地域内にある大小一四九カ所の揚水ポンプ（そのかんがい面積二、三三三・三〇〇）をすべて廃止することで、進められていた。しかし、この事業による面河の水が必要な時に、必ず配水され得るか、また、本事業の地元負担金が揚水ポンプの維持管理費より少額となるかが懸念され、関係者の関心の「核」の部分を占めていた。

このため、ポンプ組合関係者の要望によつて、決議書（資料⑪）が作成され、道前平野土地改良区設立推進本部が本事業の負担金について、将来とも、指導と具体的措置を講じることとした。

また、周桑郡ポンプ組合連合会の飯野鶴吉会長に念書を入れて、揚水ポンプ地域での土地改良区設立促進の滑車に潤滑油を注いだ。

排水不良地域

道前平野には、もう一つ困難な問題を抱えていた。東予市の広江、今在家、三津屋、北条などの地域は、道前平野の海岸部。ちょっと穴を打ち抜くと、被圧地下水が噴き出すので、かんがい用水には事欠かない。また、上流部がかんがい用水を補給すると、下流部はかえつて排水不良になり、受益どころか、被害を受ける恐れもあった。同地域は、元々、排水不良の水田が多く、石田、玉之江、喜多台などの地区から、排水改良事業を同時に施行するよう強い要望が出されていた。

このようなわけで、土地改良区設立の同意署名の説得は難航し、広江・今在家地区は耕作者

一八七名中、同意はゼロ、三津屋一〇%、北条三五%と、極端に低率だった。

しかし、担当者の努力で、壬生川町（現東予市）全体では、組合員二、五五三名中、同意者一、八九六名（同意率七四%）と三分の二以上の同意があった。

小松町は難産

東予には昔から、思想的背景をはらんだ紛争が多かった。小松地区耕作者組合は、小松町の大谷池の買収と、大谷池下流河川の大改修などの要求を盾に、同意署名には簡単に応じて来なかった。このため、農家に接触の多い農業改良普及所に援助を求め、農民の説得に当たった。最終的には、小松町農業振興会が昭和三四年八月二七日、役員会を開いて、土地改良区設立の同意署名の押印を進めることを決めた。しかし、農民と正面衝突を避けるため、かなり周到な計画を立て、潜行作戦を取った。まず、振興会員が自発的に署名した後、各地区の役員と、町職員が関係農家を一軒一軒個別訪問するといった各個撃破を図った結果、旧小松町で、六一%の同意が得られたが、大谷池掛かりの南川地区は六四名の中、わずか五名という惨たんたる結果が出た。

小松町では、大谷池を調整池にすると、その下流の大谷川がはらんする恐れがあり、河川改修工事にばく大な金がかかるので、農民は二重の負担となると、祖先のつくった大谷池で、水は十分確保出来ているという意識が底にあった。これらが署名運動の腰を折ったことは否めない。

土地改良区連合の役割

道前平野、道後平野の各土地改良区は、総代会の議決によって、道前道後土地改区連第八号をもって、連合の設立が認可された。

土地改良区連合、道前平野、道後平野の両土地改良区の役員数、歴代理事長は表6の通り。

土地改良区連合の組織体は、面河ダム、面河承水路、放水施設などの共同施設の維持、配水管理を主目的として設立されたものであるが、県と現地土地改良区の緩衝弁的な役割を果たすとともに総合調整的なコントロール機能を持った。

特に、国営事業の計画変更、農民負担の軽減に尽くしたことに對する評価は高い。

なお、国営事業の共同施設が県管理となった後は、道前平野、道後平野両土地改良区の調整、農業用水の両平野の分水操作、受益負担金の配分などの事業に携わっている。

両土地改良区は、おおむね同じような定款によって設立されたの

であるが、地域の特性、特に、水管理体制の相違が大きい。道前平野土地改良区は、昭和四五年、定款の一部を変更して現在に至っている。

年間三、 土地改良区運営の相違 二〇〇

万立方分の補給水をどう使うか。本質的には受益効果割で負担金を持つのが妥当である。つまり、水量割（水を使う量で負担金を配分する）を行う方法が理論的にも正しいのであるが、厳密に言えば、実際、農業用水が各反（一〇ア）別にどれだけ補給されたか、こまかく測定出来ないのが現状である。

そこで、県は、国営、県営、団体営の三つの場合、同じように水量割七割、残り三割を面積割（地積割）で、みんな平等で分担し合うという合理性を持った折衷案をあみ出し、これを示した。

しかし、地域の特殊性もあって、表7の示すように道前平野土地改良区と道後平野土地改良区では相違点を持っている。

まず、負担金は、道後側が県の指導した通り水量割七割、面積割三割で実施したのに対し、道前側は、すべて平等負担とする面積割とした。

負担金の徴収については、道後が市町村（松山市は松山市土地改良協議会）に委託したのに対し、道前側は土地改良区が直接、徴収している。

施設の維持管理は、道後側が国、県営施設を管理し、慣行水利権は地元で持たしているのに対し、道前側は、既存の揚水機、井せき、ため池を含め、面河分水の水をあわせた総合管理をしており、水利権はすべて道前土地改良区が統合管理するという近代化されたものとなっている。

以上のように、その主なものを抽出してみても、それぞれ特徴をもっており、両土地改良区で持ち味を發揮している。もちろん、一長一短はあるが、他の部門でカバーし合って操作している。両土地改良区とも互いに長所を研究しあって、良い方向へ持ってゆこうとする努力が積み上げられている。

一 待ち望んだ起工式

一 待ち望んだ起工式

三二年度の予算内定

事業確定の実施設計調査が昭和三一年二月に、開始されて以来、同じ土俵に上がった県、促進団体などの関係者は、手を取り合って、早期着工を強く要望、関係筋へひたむきな働きかけを行った。この結果、昭和三二年度の国の予算に事業費五、一七二万四、〇〇〇円が内定、同年度、全体実施設計が完了し、工事着工も認められた。

農林省の事業所開設

工事着手が承認されたのに伴って、農林省は、昭和三二年六月一日「道前道後平野農業水利事業所」を開設、初代所長に宮内義彦氏が発令された。当初は、仮事業所を県庁内に置いたが、昭和三三年六月、松山市枝松町に事務所を新築、移転した。同事業所は、昭和四二年の事業完了まで存続、同年一月三十一日、一部の残務整理担当者を残して閉所した。事業所の機構は、最初、庶務、用地、工事、機材の四課制で発足したが、工事の進ちょくに伴って、面河支所、道後支所、道前支所が設置されたほか、一部通水の開始によって、管理課が設けられた。歴代の所長は、初代の宮内所長をはじめ、二代金子稔、三代榊原高男、四代山本信男、五代上田達雄の五氏で、約九年半の開設期間中に、事業実施に当たっ

た係官は延べ二九八名で、多くの人材が動員されている。

工事の着手

昭和三二年度は、着工年度で、事業所、宿舍の建築など、営繕工事が行われたほか、面河ダムの補償関連調査と水没補償交渉、仁淀川の分水協議などが進められた。

昭和三三年一〇月、面河ダムの水没補償について、知事と岡山農地事務局長の間で、調印が交わされ、事業前進へ向けて、大きな足場となった。これより先、同年七月には、農用水、工業用水、発電の三者共同施設のアロケートが内定、その後、農業水利の事業費も決定したので、農林大臣は、昭和三四年二月、土地改良法による確定公告を行った。県もこれに呼応して、同年二月県議会で、国営事業に対する農民負担の割合を事業費の一五%とする県条例案を可決し、制定公布した。

工事の進行は勢いに乗り、昭和三四年に入って、水没補償費の支払いと、工事用道路の建設が順調に進んだ。昭和三五年、念願の高知県との分水交渉が妥結を見たので、すべてのハードルを飛び越えたことになり、視角は一度に開けて、面河ダム、同承水施設、放水施設などの本格的工事がいっせいに着工された。

新しい世紀への踏台

本事業を推進した人々にとって、夢にまで見た面河ダムの起工式が、昭和三五年一〇月一二日、やっとの思いで訪れた。昭和二六年七月、同事業を問題提起して以来、約九年三ヵ月の間、積木のように一つ一つ入念に上乘せして行った忍苦の日々が頭の中に去来して、ぐっと込み上げる熱いものを感じた。それと同時に、この面河ダムの完成が新しい世紀へ転換するステップになり、すべてが、すっかり装いを替えると思えば、体中に活気がみなぎった。

起工式前夜の九月県議会は、荒れ模様だった。「愛媛県政二十年」(今井琉璃男著)によると、同志会が鹿森ダム工事、水防無線機購入などの行財政調査特別委員会設置要求案、高校施設の地元負担五割を一割引下げる決議案、水利対策委員会の改組などを矢継ぎ早に持ち出して、審議が遅れ、理事者提出の全案件を可決したのは一二日早朝の六時半だった。

起工式に出席する県幹部、関係県議会議員は徹夜県議会で、仮眠する暇もなく、現地のダムサイトへ車を走らせて、神事による式を済ませ、また、直ぐ折り返して、松山市堀之内の県民館に招待者六二〇名を集めた起工式に出席した。

久松知事は、式辞(資料②)を朗読、水没者、事業関係者の労をねぎらうとともに、仁淀川分水についての高知県の理解と協力に感謝した。これと同時に、県中央部の産業の発展は期して待つべきものがあると強調、感激の一日を締めくくった。

ダムの定礎式

面河ダムの定礎式が約一年経過した昭和三六年一

二月三日、現地で行われ、コンクリート打ちが始まった。

この儀式を境に、工事は快速に進んだ。ダムサイト付近の山一つが骨材用に削り取られて「愚公移山」の通り、一九万立方分の採石がケーブルで運ばれ、谷は一日中、建設音がこだまして、見る見るうちに幾何学的な巨大構築物が組み立てられて行った。

二 地域拡張の計画変更

伊予、西条などの要望

伊予市では、武智惣五郎元南伊予村長らの骨身を削る奉仕で、県下は大谷池が終戦時の昭和二〇年完工したため、同池掛かりの耕地の川が干からびているため、砂ぼくの中で置き去りにされた旅人のようで、呪縛じゆばくの日々から、逃れるためには、どうしてもオアシスを探さなければならなかった。たまたま、同地域は、地理的にいって道前道後平野農業水利改良事業計画の末端受益地の延長線上にあり、これに加えて、発電ルートの変更によって、幹線水路の位置を高くしても差し支えなくなったので、山ろくのミカン園の畑地かんがいともあわせて、受益地域の拡張、地区編入を要望、市当局を突き上げた。

伊予市、伊予郡砥部町は、昭和三四年九月、県に対し「伊予市、伊予郡の山腹地帯の果樹園に幹線水路を設置するとともに、水のない梢川、森川、矢取川、長尾谷川、大谷川、八反地川各水系の用水の近代化を図りたいので、これら道後平野南部農業開発のため、幹線水路計画を変更、延長して欲しい」と陳情した。また、翌三五年六月、県議会で沖喜予市議員がこの問

題を取り上げたほか、同年九月、伊予市長、砥部町長、両市町議会議長、関係地区長が署名して、再び、農林省、知事、県議会に嘆願陳情している。

西条市橘地区には、耕作地が約一〇〇畝あるが、耕作者は毎年、水不足に心を痛め、水に縁なき衆生の薄幸を歎いていた。ところが、道前道後農業水利改良事業の農業用水が隣地の同市氷見まで来ることを知り、昭和三四年一〇月、橘地区耕作者の永井為太郎代表が耕作者二〇〇名の署名を添えて、久松知事に「地理的に隣の氷見地区と変わりが無いので、是非とも、本事業の地区に編入して欲しい」と陳情書を送った。

このほか、温泉郡川内町松瀬川、北方地区は、上流にありながら、干ばつになると、一部の田を犠牲にする「分植え」で切り抜けるしか方法のない小高い台地であった。このため、大窪晴市川内町長、同町議会議長が松瀬川、北方、揚畑土地改良区理事長らとともに、幹線水路の位置を高く上げて欲しいと、地区拡張を陳情した。道前道後平野農業水利事業所と県耕地課が現地調査し、検討を加えた結果、道後北部幹線水路のルートを一部変更することによって、受益面積を拡張することにした。

また、温泉郡川内町、松山市久米町などから、分水工の位置の変更や、増設の要望が出された。しかし、増設は、配水管理が複雑となり、事業費がかさむため、不適當であるとし、現地の状況を考慮するなどして、分水工の位置の変更が行われた。

農林省と県の折衝

県は、伊予市、西条市などの受益地域拡張の要請により、地区内調整池の活用をはじめ、計画当初よりの受益面積の変動、減水深の変更などの調査を行った。これで、伊予・砥部地区一、二五〇・九畝、西条市橘地区二一四・三畝、計一、四六五・二畝の地区拡張計画概要書をまとめて、昭和三五年一月、知事から、岡山農地事務局長あて、調査を依頼した。

計画変更を必要とする基準は、面積が全体の五%を越える場合と、事業費が総額の二〇%を越える場合の二つのケースがある。道前道後平野の今回の地区拡張の場合、この事業の受益地面積の五%を明らかに越えており、従って、計画変更する場合は、土地改良法に基づき、拡張地域の耕作者はもちろんのこと、受益地全耕作者の同意をもう一度、取る必要が生じて来た。しかし、約二万人の耕作者から、再び、判を押し直してもらうことなどは、前回の経験からしても、至難に近いことであり、その上、工事の最盛期の同意署名要請となるほか、事業費の増加などにより、政治問題化する恐れがあるため、県の担当者たちは頭を抱えた。

考えあぐんだ末、担当者の間で占めた大方の意見は、さしあたり、計画変更という奥の手の手段を取らず、将来、用水の配水には、支障のないよう実施設計に手ごころを加え、既定計画の一部変更という便宜的な方法を取る心構えを示して、昭和三五年以来、岡山農地事務局と協議を重ねた。

農林省は、県の要望に基づいて、拡張地区の調査や、幹線水路の変更など、いろいろな角度から、検討してみたが、どうしても、昭和三七年度には、計画変更を行わなければ、今後の事業に影響するとの結論に達し、昭和三七年五月九日、岡山農地事務局長から、知事あて、公文書で「同年一二月末までに、土地改良法による計画変更手続きを完了する必要がある、県は協力してもらいたい」と要請して来た。

理由は①総事業費が諸物価の高騰などにより、昭和三四年の関係農民の同意を得た時点より、約二三億円増えている②総事業費の増額に伴って、関係農民の負担分も増えているが、その増額の農民負担について、明確な保証がないままでは、昭和三八年度予算の確保が極めて困難である③道後南部幹線水路末端の伊予市を中心とする約一、〇〇〇畝の畑地かんがい地区及び道前右岸幹線水路末端の三〇〇畝の畑地かんがい地区から、受益地区編入の強い要望があり、ミカン栽培は、農業基本法制定を契機に、成長産業として、選択的拡大の傾向にあるので、計画変更をしないわけにはゆかない―などというもの。

昭和三七年六月一五日には、川戸猛紀岡山農地事務局長が来県、久松知事、戒田副知事にあつて、計画変更の必要性を説明するとともに、農民の同意署名について、県の意向を打診し、協力を求めた。

これに対し、戒田副知事の返答は強気で「同意の有無は問題外で、県としては、この事業を是非とも完遂しなければならず、同意署名の件は今後、農林省に心配をかけない。それよりも、農林省は、早く工事を進め、約束通り、昭和三九年三月には面河ダムから通水して欲しい」と、逆に農林省側の奮起を促した。

県も、この決意表明によって、今後、取るべき道がはっきりし、のどのつつかえも取れて、計画変更実施の方針が決まった。それと同時に、発電、工業用水道などの専用施設も、昭和三九年三月通水を目標にし、突貫工事に切り替えることになった。

そうはいっても、県は、裏面では計画変更の起こり得ることを予見して、昭和三六年のかがい期における減水深の再調査などの作業を始めていた。しかし、計画変更方針決定後、しなければならぬ諸準備が一度に殺到したので、農林省要請の計画変更実施のタイム・リミット、昭和三七年一二月までの処理は物理的に不可能であると判断されるようになった。そこで、岡山農地事務局の水町邦彦建設部長、宮内道前道後平野農業水利事業所長、門屋勇県耕地課長らとの間で、作業工程の見直し、変更内容の協議を行った結果、翌三八年二月に変更計画書を作成し、その後、土地改良法による農民同意の署名手続きを実施することになった。

時間的に余裕が出来て、作業ははかどり、昭和三七年一月には、農林省の計画変更の説明があった。それによると、地区編入について、水量的には、既定地区内の潰地や、開田の縮小、農地転用などによって、補給が可能である。その上、水路の延長による専用事業費の増加もわ

ずかであると計算されたため、全地区から見ると、農業関係の負担は、かえって軽減されることと判明した。しかし一方では、面河ダムから農業用水の最大放水量が毎秒五・五八六立方分に制約されるため、地区内のため池(例えば、道後では通谷池と横谷池)を調整池として活用する度合いが増し、管理上、無理が生じる恐れがあるので、検討された。

県は、同年一月二五日、久松知事から、川戸岡山農地事務局長へ「計画変更に伴う関係農民の負担及び同意の問題は、県の責任で善処、事業の推進に支障を及ぼさないよう措置する」と、県の態度を伝え、翌三八年二月二二日には、岡山農地事務局長から、知事あて「総事業費の改訂額は九八億五、五〇〇万円になる見込み。関係受益農民の同意取得については、時期を延引しないよう重ねて要請する」との連絡があり、文書による交換がしばらくの間、続いた。

計画変更の説明と同意

計画変更の実施が決定したので、昭和三七年七月、編入予定地の伊予市、西条市、周桑郡小松町(地元から陳情はなかったが、町の一部を拡張地区に編入する計画)で、それぞれ説明会が催された。伊予市では「今回の機会を逃しては、水が永久に来ない」との切実感も手伝って、全体のコンセンサス(合意)がたやすく得られ、各地区別に署名運動を起こすという熱の入れようだった。西条市も、出席者全員が水路を延長し、用水を確保するよう意見が一致した。ただ、小松町だけは、出席者が少なく、関係者と相談の上、決めるということで、その日は散会したが、後日、地区編入を受けること

が決まった。

促進団体では、翌三八年八月九日、道前道後土地改良区連合で協議したのをはじめ、道前平野土地改良区、道後平野土地改良区で、それぞれ理事会、総代会が開催された。また、関係市町村長会、市町村議会議長会も開かれて、県から協力を要請した。さらに、各市町村ごとに、道前道後土地改良区連合、両平野土地改良区共同主催の説明会を開催、計画変更に対する周知徹底と、同意署名調印の懇請など、農民の事業に対する認識を深める努力が払われた。当時、一万部に及ぶパンフレットも配られた。

説明会で、議論の行きつくところは、やはり農民の負担金問題で、話題の焦点となった。当初の農民負担は、一〇坪当たり五、二二三円で出発したが、事業費の増加で、約一万一、〇〇〇円と膨れ上がっていたので、県から、負担軽減の方針が打ち出されたが、どことも「県が責任をもって、農民負担を増やさない措置を取って欲しい」という意見と要望に集約された。

また、松山市では、農民負担金の増加分については、県と市が負担することで話し合いがつけられたほか、同市には別に工業用水の売水問題を抱えていた。このため、工業用水について、久松知事、野村馬副知事ら県首脳と、宇都宮孝平松山市長の間で話し合われた結果、市の協力が得られた。

二 地域拡張の計画変更

計画変更には、反対運動もあった。周桑郡小松町では、昭和三八年一月二五日、同町役場

で、小松農民大会が開かれ、県に対し、計画変更同意書を回収せよ、同町南川の大谷池を調整池に使用することを止めよの二つの決議をした。また、日本共産党周桑郡委員会、中予地区委員会は、計画変更による農民負担増に反対するビラを配った。

計画変更の事務手続き

変更計画書を作成した後、農林省は、専門技術者に愛媛大学の尾崎重徳、門田協之介両教授を委嘱した。両教授からは、昭和三八年三月二十九日「事業費の増額は止むを得ないもので妥当と認められる。農業用水の使用は、年を追って変化する上、農産物の価格は、他の物価に比べ、一般に低廉であるので、地元農民負担は、なるべく軽減させるよう努めるべきである」との報告書を提出した。

県では、農民の同意署名準備が整ったので、同年十一月一八日付で、計画変更手続きを取るよう申請した。これによって、赤城宗徳農林大臣は、同月二二日、公告し、関係三市八町一村の役場に掲示されて、計画当初より二度目の同意署名が始まった。署名取得の目標期限の二二月末には、対象者二万一、一八一名に対し、一万四、八七九名（同意率七〇・二四％）の同意が得られ、土地改良法による最低限度三分の二（一万四、一〇七名）以上を一応、確保した。しかし、温泉郡川内町、周桑郡丹原町、小松町、壬生川町（現東予市）西条市では、三〇〜四〇％程度の低率であったため、同意署名は、翌三九年三月まで延長継続し、同三月二三日、同意率八一・二％（資料③）になったところで署名を打ち切り、農林省に提出した。

二 地域拡張の計画変更

同意署名には、市町村、土地改良区など、協力者の縁の下の汗が光っている。松山市では、市議会の松本清一議長と、中西久次郎副議長（現道後平野土地改良区理事長）の正副コンビが新任の宇都宮市長からの相談に快く応じ、各地区代表者ら関係者一三〇名を市役所に招いて、席上、市長から「国営事業の農民負担金は市当局で面倒を見る」とまで約束させ、農民代表を納得させた。そのため、広い松山市で高率の八七・四％の同意が得られ、これが全体の同意成立の引金となり、同市を手本として「右へならえ」でスムーズに運んだ。また、同市の地元世話人は、

七五名にも及び、平均一〇〇名を受け持って署名集めに東奔西走した。

農林省は、同意が得られたので、昭和三十九年三月三十一日、官報に公告するとともに、変更計画書を関係市町村役場で、同年四月二二日まで縦覧に供した。縦覧後は、異議の申し立てがなかったので、計画変更(図12)は成立し、事業に弾みがついた。

道前平野の小松・西条地区二九〇・七畝と道後平野の伊予・砥部地区一、二五〇・一畝を新たに受益地区に編入した「国営道前道後土地改良事業計画」(資料②)によると、変更後、かんがい面積は、一万三、一九八・五畝に増えている。総事業費は、一三三億六、一四〇万円(農業関係七七億三、四〇〇万円、発電関係三六億〇、三〇〇万円、工業関係二〇億二、四四〇万円)となった。

三 竣工に込み上げる感動

工事の最盛期

岩戸景気で市場が活況に転じた昭和三五年度に、面河ダム及び承水路、放水路が相次いで着工したのに続き、昭和三六年度は、道後導水路、延長五、三九八畝、道後北部幹線用水路の共同施設、総延長一万二、七〇九畝の工事に手をつけた。道前道後平野の奥座敷、面河溪から、松山市までの広範囲にわたって、事業の大きな網が投げかけら

れて、工事の進み具合が人目を引くようになった。

昭和三七年度に入ると、農林省の年間予算も一八億二、〇〇〇万円と大型化し、道前平野の要所、中山川取水せきの築造に取りかかった。昭和三八年度は、平野部の農業専用幹線用水路(道前側、延長二万六、六六〇畝、道後側、延長二万六、六三八畝)の本格工事に入り、事業は通勤ラッシュのような最盛期を迎えた。

一方、扇のかなめ、面河ダムの工事も表8の通り、山の城として外観をすっかり整えた。昭和三八年一月六日には貯水式が行われ、同月二二日、面河溪谷の清水が承水路に注がれて、先を競ってダムに流れ込んだ。

農林省道前道後平野農業水利事業所の三代目所長・榊原高男氏は、当時をかみしめて「私の任務は、愛媛県との約束通り、面河ダム建設を所定の期日までに、全責任をもって完了することであった。当初、技術者の間で、月間、どれ位の量のコンクリートを打ち込むかで相談したところ、八、〇〇〇立方畝という線が出た。しかし、私の経験や、梶木又三農林省建設部長(現参議院議員)が担当した東条川ダム(兵庫県)の資料からして、月一万二、〇〇〇立方畝の打設を目標にしなければ、工程消化は心細いという考え方であった。工事請負の大成建設が私の気持によく応じてくれた。打設量を増やしたため、工事の進行に余裕が出来、一立方畝のコンクリートの入った最後のバケットを私と駒井大成建設高松支店長の二人で開け、落とした時

三 竣工に込み上げる感動

の感激は終生忘れることが出来ない」と語っている。

発電、工業用水の専用施設も、昭和三五年の着工以来、予定通り、作業工程をこなして、発電所には大きな図体のタービンなどの機械が据え付けられて行った。

昭和三六年、工業用水道事業、翌三七年には、発電事業が正式に認可になり、面河ダムの工事と、どちらが勝利者になるか、全力疾走のかげくらべであった。

しかし、工事途中、ひやっとするようなことが起きた。

それは、工業用水について、松山市が「かきつばた水源（重信川の伏流水）」を新設し、既存工場に給水を始めたからである。面河ダムから、工業用水が取れるようになった。でも、果たして、工場側が引き取ってくれるかどうか。

「水が余って、買手市場にでもなれば、後手に回る」と、心配する者もいたが、それも、工場側の理解によって、取越し苦勞で済み、間もなく売水契約が成立。いつでも通水出来るスタンバイも整って、係職員はほっと一息ついた。昭和三八年度末には、計画変更によって、伊予市、西条市の地区編入の新生も加わり、農業専用水路の全

面施行がOKとなった。

分水の開始

県営発電所は、既に、営業運転を行っていたが、昭和三九年一月一八日は厳粛な記念日となった。秒読みに入って、午前一一時〇五分……。一瞬、時計の針が止まったかのように見えた。県営第三発電所では出席者がかたずをのんで見守る中、久松知事の手が発電スイッチに触れると、長い導水トンネルをくぐり抜け、山頂から落差で勢いづいた面河の水がどっと中山川へ放流された。

工業用水も、同年四月一日から、松山市、伊予郡松前町の各工場に運ばれた。

農業用水は、同年六月一二日、道前平野へ、同月一四日、道後平野へ、豊作の祈りをこめて、それぞれ一部の地域へ配られた。

面河ダムの現地では、昭和四〇年四月四日、農林省主催の竣工式が行われ、重政庸徳参議院副議長の手による「水徳治豫州」の記念碑がダム湖畔に建立された。

さらに、同年は、計画変更によって、追加編入された、伊予郡砥部から伊予市大谷池へ至る南部幹線水路や、調整池として生まれ

変わった通谷池などを含め、道前、道後両平野の山すそ一帯で工事が続行された。

昭和四一年末ごろには、国営幹線水路のほとんどが仕上がりに、昭和三五年一〇月の工事開始の号砲が鳴って以来、わずか六カ年の短期間で卒業式を迎えた。面河ダムをはじめ、承水路、放水路、導水路、用水路など、総延長は、八四キロの長きに及んだほか、通谷、横谷、大谷などの各調整池、中山川取水せきなど、立体的な点と線の施設があや織りされて、異例のスピードで到達点に躍り込んだ。昭和四一年の県営事業の起工式と、国営事業の全線貫通記念式の合同式典では、農林省道前道後平野農業水利事業所の職員の労をねぎらって、感謝状が手渡された。

国営事業の完了

農林省は、昭和四二年、一部の残務整理班を置くだけで、施設の整備を終え、同年九月一九日、県、関係筋の協賛で、農林省道前道後農業水利事業竣工式を挙行した。同年は、深刻なカラカラ天気であったが、本事業の御利益が靈驗あらたかに現れて、道前道後平野の大部分が豊年となり、黄金の波を打った。

農林省道前道後平野農業水利事業所の歴代所長のそれぞれの業績を特徴付けてみると、宮内初代所長は、事業を実施設計にまでこぎつけたほか、水没補償を解決した。金子二代目所長は、高知県との分水交渉と、工事の全面的な着手にもって行った。榊原三代目所長は、面河ダムのコンクリート打設と、通水の二重の喜びに浸った。山本四代目所長は、道前道後平野部での用地買収と、補償を果たした。上田五代目所長は、総仕上げをし、農林省の存在を不動のものと

したことなどが列挙されてよからう。
同事業所も昭和四二年一二月末で閉鎖され、施設は実質的に、県及び道前道後平野両土地改良区に引き継がれた。

四 キメ細かな付帯事業

県、団体営は枝葉

国営農業用水事業は、一面河ダムのような水源確保に始まり、導水路、幹線用水路を経て、末端の個々の田に水が行き届いてこそ、初めて事業効果をあげ得たというものが出来、また、干ばつの時は、減産防止の実をもたらしたといえる。従って、国営、県営、団体営、非補助の各事業は、互いに相関関係を形成しており、がっちり組んだチーム・ワークが要求される。木にたとえてみると国営事業は幹、県営事業は太枝、団体営、非補助事業は小枝か葉ということになる。

制度上の区分(資料④)は、水田の受益面積を例に仕分けしてみると、国営事業がおおむね三、〇〇〇畝以上、県営もおおむね三〇〇畝以上、団体営もおおむね二〇〇畝以上、そして、非補助、団体営以下の小規模事業という線引きで整理されている。

また、付帯事業を起こす場合は、土地改良法によって、それぞれの事業を採択する時点で、

受益関係者の同意を得ることになっている。従って、国営事業と同じように、地元で説明会を開き、個々の農家の理解を求めてゆく形式がとられる。同意のハンコを押すということは、言い換えると、将来、農民が負担金を支払うことであり、借金する時、判がいるのと同様に、農民からは、極端にきらわれた。

道前道後平野農業水利改良事業関連の県営事業も、農民の同意署名を取るのに一方ならぬ係員の苦労があった。水路関係では、工区ごとに単独の計画及び法手続きを行い、他の工区の変更によって、全工区の計画変更をすることのないよう細心な配慮が加えられた。

昭和三六年の道後平野の事業申請の際は、市町村への説明会が、同年四月五日から六月二三日まで、地元には、四月二四日から九月一三日まで、かかった。

約八ヵ月経過した同年一二月、県営事業の六工区のうち、五つの工区が同意して、認可申請が県に提出されたが、第三工区(松山市小野、重信町南北野田)だけは、ついに同意が得られず、昭和四〇年になって、やっと同意した。この間、三工区の工事をストップして、他の工区の工事に全力を傾

注した。

道前平野は、道後平野より一年遅れて、昭和三七年、採択を申請、四つの工区が同意して認められた。

県営事業の実施

国営事業の着工に沿って、昭和三三年度より、付帯県営事業の計画調査を開始した。県営事業は、国営事業完了後二年以内に完工さすことを目標とした。道後平野（図13）については、昭和三五年、農林省に採択を申請したが、関係農民の同意がないため、却下された。昭和三六年、今度は農民の同意を取って、再提出し、昭和三七年度になって、新規地区として採択された。採択面積は、四、五三六・六畝、事業費は三億円。

道前平野は、道後平野より一年ずれており、昭和三七年に計画書を提出して、昭和三八年度、新規地区に採択されている。採択受益面積は三、一七四・七畝、事業費は二億円となっている。

事業実施の体制

道後地区の県営事業は、昭和三八年度に工事に着手した。県は、この事業が重点施策として取り上げられているため、松山県事務所に昭和三八年一〇月、道後用水課を設置し、課長に大野幹愛氏を発令。道前平野（図14）では、昭和三九年一〇月、今治県事務所に道前用水課（丹原町）を設け、課長に門田経広氏（丹原土地改良課長兼務）が就任した。本事業実施に当たって、とられた系統的なシフトは、耕地課（門屋課長）内に用水係（田内係長）、県営係、団体営係を置いて、総括的な指導監督に当たった。また、第一線の道後用水課には管理係、工事係、団体営係、道前用水課には管理係、工事係を設けて、工事の万全を期した。道後用水課は、後で、松山市枝松町に事務所を新築した。この用水担当のシステムは、全国的にも例がなく、小林前中国四国農政局建設部長も県の誠意を示すパロメーターになったと高く評価している。

畑地かんがい計画

従来、畑の作物は、自然任せで、水田のような水利権や、用水施設もなかったため、胸突き八丁の急坂に出くわしたような苦しい水不足に遭遇すると、ただ、指をくわえて見ているだけで、妙策もなく、討死覚悟で、毎年、耕作するといふ悪循環の繰り返しであった。

昭和三六年、農業基本法が制定され、米作中心主義から、選択的拡大へ方向転換されてから、にわかにかン産業が成長株として脚光を浴び、畑地かんがいが重視されるようになった。

昭和三七年度から、国と県の補助によって、畑地かんがい営農指導施設が周桑郡丹原町

長野と、温泉郡川内町南方に設置され、畑地かんがい営農指導のモデルとなった。

タイミングよく、道前道後平野農業水利改良事業がちょうど軌道に乗り、波頭を滑るように進めばよい時期に来ていたので、これが畑地かんがい事業の推進役となり、後年、生産量日本一のミカン王国を築いた促進添加剤となったわけである。施設の計画、設計、工事指導は県耕地球、運営と試験、指導は、県農業改良課とそれぞれ分担して受け持った。

試験結果はミカン幼木の伸長、果実肥大、収量増加となって効果を挙げ、いわゆるリトマス試験紙による検査は合格と出て、ミカン農家はいっせいに注目し始めた。これら一連の動きが丹原町田野、中川地区での農業構造改善事業など、実施のきっかけとなった。

小松町大谷池の使用

当初の事業計画によると、周桑郡小松町の大谷池は、配水の調整上、下流水田の調整池として活用する予定だった。大谷池関係者と道前道後平野農業水利事業所、道前平野土地改良区の三者で、協議したところ、小松町南川の関係者から、過大な要望や注文が出されたため、国営道前右岸幹線水路の末端調整池として、大谷池が使用出来ないことになり、県営一工区（小松町の一部、西条市氷見）の用水路は施行不能となった。

県では、県営事業の施行は、一応、地元で説明会を催し、地元の意向を聞いた上で、事業の適否を決めることになった。

渡部高太郎、玉井恒栄両県議会議員をはじめ、西条市、小松町関係者らと打合せを行ったのち、西条市、小松町で説明会を開き、地元負担金（一〇ヶ当たり二万二、〇〇〇円）を含まれた事業計画を説明した。

この結果、西条市側からは、見込みがあるので、事業を進めるよう回答が寄せられた。小松町では、開墾地の総会を開いた様子によると、同意調印は困難であるとの見通しが打ち出された。しかし、西条市側から小松町への働きかけもあり、小松町の空気も少しばかり好転する兆しがあるとの報告が入った。

昭和四〇年一月一日、村上徳太郎西条市長、西健次小松町長、渡部高太郎道前平野土地改良区理事長、門屋県耕地課長が話し合った結果、同月八日、西条市長、小松町長から、「両市町が、負担金とその徴収について責任をもつ」という確約書（資料⑳）が提出されたほか、同月九日、渡部道前平野土地改良区理事長から、陳情書（資料㉑）が出され、国営事業の小松川までの延長施

行と、県営事業の実施が決定した。

県営事業は、昭和四四年度で完了し、当初目標の国営

事業完了後二カ年で完成の公約を果たした。しかし、小松町開墾地の畑地かんがい揚水機は、昭和四三年産ミカンの価格が大暴落したため、関係農民の同意が得られず、ついに事業打切りとなった。

道前、道後両平野の事業概要は、表9の通りである。

団体営事業の実施
団体営事業（資料㉒）は、

国営、県営事業の進行に伴い、上流より着手された。特に、昭和四二年の大干ばつによって、道後平野における畑地かんがい事業の要望が強くなり、計画面積を大幅に上回った。事業は、計画変更後の農地の転

用状況など、将来を展望しながら、工事を消化して行った

竣工記念事業

昭和四四年度、県営事業が完了し、歴史に永く存置される本事業は、所期の目的

を達成した。

本事業の真髓をいついつまでも贅えるため、県、関係市町村、道前道後平野両土地改良区などが竣工記念事業を企画、白石春樹道前道後土地改良区連合理事長が実行委員長となって、昭和四五年一〇月一四日、温泉郡川内町河之内の県営第三発電所の上にある国道11号の道端で「石鎚の水ここに展く」の記念碑と、佐藤栄作内閣総理大臣揮毫の久松知事の頌徳碑しょうとくの除幕式が行われた。

終わって、道前道後水利総合開発事業竣工式を行い、同事業の推進に尽力した功労者を表彰するとともに、協力者には感謝状が贈られた。

一 中枢機能の面河ダム

一 中枢機能の面河ダム

溪谷の人造湖

湖上を渡る風は氷のように冷たい。枯野のにおいのする湖畔に立つと「湖をとりまく秋の高嶺かな」「夏山や雲湧いて石横はる」と詠んだ俳聖がしのばれる。

て来る。面河ダム（三者共同施設）が完成してから早や一四年……。

ゲートのある正面コンクリートを見ると、諸国行脚を続ける老僧の法衣にも似て、色あせた感じがしないでもないが、さすが、中枢的機能を果たす山の水城（図15）としての貫禄は十分である。仁淀川の支流、割石川兩岸の硬質の緑色片岩をうまく橋渡した、この重力式直線型コンクリートえん堤は、位置、工法、ポケットとも効率良く仕上がっている。

ダムの流域面積は七六・一三平方キロだが、そのうち、直接流域が一六・八二平方キロと狭いのが特色で、従って、間接流域が五九・三一平方キロと広い。規模は堤高七三・五メートル、堤長一五九・〇メートル。堤体積は一九万〇、一〇二立方メートルだから、松山市の石手川ダムが四一立方メートルのコンクリートを使ったのに比べると、半分以下で、済んでいる。法こう配は上流側八・五%、下流側七八・〇%で、余裕高二・〇メートル。満水面は海拔六八〇メートル。総貯水量は二、八三〇立方メートル、有効貯水量二、六八〇立方メートル。取水方法は、堤体の真中に、高さ六三・〇メートルの取水塔が建って

― 中核機能の面河ダム

常勤している。やはり台風シーズンや、集中豪雨の際は、平野部では想像出来ないほどの苦勞がある。遠くの谷々に設けられた承水せきに土砂が流れ込むので、これを除去しなければならぬ。そのため、台風情報を事前にキャッチし、いざという時には、営林署の職員しか通らないウサギ道をたどって、現場を巡視して回る。時にはガケ崩れを警戒しながら、体にロープをしぼって濁流を渡ることもあり、承水せきの小屋に泊り込む場合もあるという。

全国的にダムの堆砂現象が著しく、ダムに土砂が流入して浅くなり、使い物にならなくなっているところもある。しかし、面河ダムは、同現象が少ないので、ダムとしては珍しい存在。これは直接流域面積が狭いため、土砂の流入がほとんどないことや、周囲の地形がなだらかで、

おり、最大取水量は毎秒六・九立方メートル。温水取水方式といって、かんがい期は、湖の表面から取水することになっており、水温は普通一五〜一六度、取水口は一定のピッチ（間隔）に配置されている。満水面積は一二四・八畝で、有効水深は四五メートルとなっている。

ダム管理を委託されている県営道前道後発電所面河出張所には、所長以下三名の職員が

山腹崩壊などの災害が少ないことなどによる。また、流域が原生林で、水源かん養度が高く、そのほか、上流に集落が少ないため、生活汚水による汚濁が見られない。

ダムには、新緑の季節から、落葉のころにかけて、つり客の訪れが多く、休日には約一〇〇台の車が横付けされることもあり、児童生徒の遠足など、観光客も多い。

ダムの付帯工事は、県道付け替(中山線、人行線)延長八、六六九・一㊦、幅員五・五ㄴ四・五㊦、林道付け替、延長一、七〇七・九七㊦、幅員三・五㊦、えん堤管理道路、延長一、六九四・二一㊦、幅員四・五㊦などがある。このうち、管理道路は、県道から、ダム事務所に至るコースだが、未舗装の上、ノリ面が削り取ったままであるため、土砂の霜崩れが多いので、路面や、側こうの管理に手間がかかる。また、冬期は、道路に雪が積もり、深雪を踏み分けたり、ポストをこいで、事務所に出勤することが、しばしばあるというように、管理事務所職員は、辺地であって年中難儀をしているという。